

無線局紛争処理マニュアル（案）

— あっせん・仲裁制度の利用の手引 —

平成 20 年 4 月 1 日
電気通信事業紛争処理委員会

はじめに

電気通信事業紛争処理委員会は、電気通信設備の接続等をめぐる電気通信事業者間の紛争を迅速、円滑かつ公正に処理するため、総務省の許認可部門とは独立した専門的機関として、平成13年11月30日に発足しました。同委員会は、電気通信事業者間の紛争に関し、①あっせん及び仲裁手続を自ら行うこと、②総務大臣の命令及び裁定等について諮問を受けて審議・答申を行うこと、③その権限に属せられた事項に関しルール整備等について総務大臣に必要な勧告を行うという機能を有しています。

このたび、電気通信事業紛争処理委員会の新たな機能として、無線局の開設等に係るあっせん・仲裁を行うことが追加され、平成20年4月1日から実施することとなりました。

近年、ワイヤレスブロードバンド技術の進展等技術革新の動きが急速であり、電波を利用する多種多様な無線システムが出現してきています。無線局は、電波法制定時の5,118局から、電気通信事業に競争原理が導入された昭和60年には約381万局に増加し、その後、電気通信事業分野を中心とする無線利用の拡大により、平成18年度末には約1億280万局へと更に拡大しており、その結果として、周波数のひっ迫が進行しております。

周波数のひっ迫が進行している現状においては、無線局の開設等に当たって、既存の無線局との間で混信その他の妨害を防止するための調整が往々にして必要となります。この調整は、従来、無線局の開設希望者等と既存無線局の免許人等との間の協議に委ねられており、1年以上の長期にわたる事例も生じていました。

そこで、無線局の開設希望者等と既存無線局の免許人等との間の調整が円滑に進むようにするため、放送法等の一部を改正する法律（平成19年法律第136号）第2条の規定により電波法（昭和25年法律第131号）の一部が改正され、同法において、電気通信事業紛争処理委員会によるあっせん及び仲裁の制度が創設されました。

この「無線局紛争処理マニュアル～あっせん・仲裁制度の利用の手引～」は、①電波法に規定するあっせん及び仲裁制度の概要及び利用手続の解説及び②関係法令等の関係資料等からなるものであります。このマニュアルが有効に活用され、混信その他の妨害の防止に関する調整に資することを期待します。

平成20年4月1日

電気通信事業紛争処理委員会
委員長 龍岡 資晃

目次

はじめに

第 I 部 手続解説等

第 1 章 無線局の開設等に係るあっせん・仲裁制度	…………… I - 1
第 1 節 あっせん	…………… I - 1
1 趣旨	… I - 1
2 対象となる無線局	… I - 2
3 申請の要件	… I - 2
4 手続	… I - 3
(1) 申請	… I - 3
(2) 答弁	… I - 7
(3) 代理人及び補佐人の参加	… I - 7
(4) あっせん委員の指名	… I - 7
(5) 手続の分離又は併合	… I - 8
(6) あっせん手続の非公開	… I - 8
(7) あっせん案の提示	… I - 8
(8) あっせんの終了・打切り	… I - 8
(9) あっせん手続に関する事実の公表	… I - 9
第 2 節 仲裁	…………… I -11
1 趣旨	… I -11
2 対象となる無線局	… I -11
3 申請の要件	… I -11
4 手続	… I -12
(1) 申請	… I -12
(2) 当事者の一方のみから申請がなされた場合の措置	… I -16
(3) 仲裁手続の開始	… I -16
(4) 代理人及び補佐人の参加	… I -16
(5) 仲裁委員の指名	… I -17
(6) 仲裁廷の議事	… I -19
(7) 仲裁委員の忌避	… I -19
(8) 仲裁委員の解任の申立て	… I -20
(9) 手続の分離又は併合	… I -20
(10) 仲裁廷の仲裁権限の有無についての判断	… I -20
(11) 暫定措置又は保全措置	… I -21

(12) 審理・調査	… I -21
(13) 仲裁手続の非公開	… I -24
(14) 和解	… I -25
(15) 仲裁判断	… I -25
(16) 仲裁手続の終了	… I -26
(17) 仲裁手続終了後の手続	… I -27
(18) 仲裁手続に関する事実の公表	… I -28

第2章 電気通信事業紛争処理委員会の概要等	…………… I -30
1 委員・特別委員名簿	… I -30
2 事務局概要	… I -34
3 連絡窓口一覧	… I -36

第Ⅱ部 関係資料

資料Ⅰ 電気通信事業紛争処理委員会関係資料

○無線局の開設等に係るあっせん・仲裁制度の導入について	……………資料-1
○用語解説	……………資料-5

資料Ⅱ 関係法令集成

○電波法(昭和25法律第131号)(抄)	…法令 1
○電気通信事業法(昭和59年法律第86号)(抄)	…法令 4
○総務省設置法(平成11年年法律第91号)(抄)	…法令 7
○国家公務員法(昭和22年法律第120号)(抄)	…法令 8
○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成16年法律第151号)(抄)	…法令 9
○民法(明治29年法律第89号)(抄)	…法令10
○仲裁法(平成15年法律第138号)(抄)	…法令11
○民事訴訟法(平成8年法律第109号)(抄)	…法令22
○民事執行法(昭和54年法律第4号)(抄)	…法令22
○電気通信事業紛争処理委員会令(平成13年政令第362号)	…法令23
○電波法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第14号)(抄)	…法令26
○無線局運用規則(昭和25年電波監理委員会規則第17号)(抄)	…法令28
○電気通信事業紛争処理委員会事務局組織規則(平成13年総務省令第154号)	…法令29
○電気通信事業紛争処理委員会手続規則(平成13年総務省令第155号)	…法令30
○電気通信事業紛争処理委員会運営規程 (平成13年電気通信事業紛争処理委員会決定第1号)	…法令34
○電気通信事業紛争処理委員会仲裁準則 (平成15年電気通信事業紛争処理委員会決定第3号)	…法令38

第 I 部 手続解説等

第1章 無線局の開設等に係るあっせん・仲裁制度

無線局の増加等に伴い周波数のひっ迫が進行する中、無線局を開設しようとする者等においては、あらかじめ、当該無線局の開設等により混信その他の妨害を与えるおそれがある既存の無線局の免許人等（電波法（昭和25年法律第131号）第14条第2項第2号の免許人又は同法第27条の23第1項の登録人をいう。以下同じ。）と協議し、混信その他の妨害を防止するための措置を講ずることが必要となることがある。この協議は、従来は専ら当事者間において行われていたものであり、長期間にわたることがあった。そこで、放送法等の一部を改正する法律（平成19年法律第136号）第2条の規定により電波法の一部が改正され、同法において、この協議が円滑に進むようにすることにより電波の公平かつ能率的な利用を確保するための制度として、電気通信事業紛争処理委員会によるあっせん及び仲裁の制度が創設された。

なお、このあっせん及び仲裁の制度の創設に伴い、無線局運用規則（昭和25年電波監理委員会規則第17号）の一部が改正され、無線局の免許人等にとっては、混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約の締結について協議の申入れがあったときは、電波の公平かつ能率的な利用を確保する見地から、誠実に協議を行うとともに、相当の期間内に当該協議が調うよう努めなければならないことが定められた（同令第4条の2）。

第1節 あっせん

1 趣旨

あっせんの制度は、無線局を開設しようとする者等と当該無線局の開設等により混信その他の妨害を与えるおそれがある既存の無線局の免許人等との間で行う混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約の締結の協議について紛争が生じた場合において、電気通信事業紛争処理委員会（以下「委員会」という。）のあっせん委員が両当事者の間に入り、あっせん案を提示する等両当事者の合意の成立に向けて協力することにより、紛争の迅速な解決を図る制度である。

あっせんは、当事者が互いに譲歩をすることが期待できるような紛争をその対象とするものであり、裁判及び後述する仲裁の手続よりも簡易な手続により行われる。あっせん委員が提示するあっせん案は、その受諾を当事者に強いるものではない。あっせんの手続を経た上で当事者の合意が成立した場合には、

民法（明治29年法律第89号）上の和解が成立したこととなる。

2 対象となる無線局

あっせんの対象となる無線局は、次の①から⑦までのいずれかに該当する業務を行うことを目的とする無線局（以下この節において単に「無線局」という。）である（電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号。以下「施行規則」という。）第20条の2）。

- ① 電気通信業務
- ② 放送の業務
- ③ 人命若しくは財産の保護又は治安の維持に係る業務（地方公共団体の防災行政事務等）
- ④ 電気事業に係る電気の供給の業務
- ⑤ 鉄道事業に係る列車の運行の業務
- ⑥ ガス事業に係るガスの供給の業務
- ⑦ MCAを使用する業務

3 申請の要件

あっせんは、免許等（免許又は電波法第27条の18第1項の登録をいう。以下同じ。）を受けて無線局を開設し、又は免許等を受けた無線局に関し次の①から⑩までのいずれかに該当する事項を変更しようとする者と、当該無線局の開設又は当該事項の変更により混信その他の妨害を与えるおそれがある他の無線局の免許人等との間で、混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約の締結について

- 1) 協議を申し入れたにもかかわらず相手方である当該他の無線局の免許人等がその協議に応じないとき
- 2) 協議を開始したものの協議が調わないとき

に申請することができる（電波法第27条の35第1項、施行規則第20条の3）。

- ① 通信の相手方
- ② 通信事項
- ③ 無線設備の設置場所（包括登録に係る登録局にあつては、無線設備を設置しようとする区域（移動する無線局にあつては、移動範囲））
- ④ 無線設備
- ⑤ 放送事項
- ⑥ 放送区域
- ⑦ 識別信号
- ⑧ 電波の型式

- ⑨ 周波数
- ⑩ 空中線電力
- ⑪ 運用許容時間

ただし

- 1) 事件がその性質上あっせんをするのに適当でないと委員会が認める場合
(例えば、当事者の一方があっせんを拒否するなどあっせんの手続を進めることができないことが明らかな場合、当事者間の対立が激しく、当事者の互譲による妥協の余地が全くないことが明らかな場合等)
 - 2) あっせんの申請が紛争の解決を求める形式をとってはいるが、実質的には別の不当な目的(例えば、嫌がらせ、相手の社会的信用を低下させること、契約の締結の引き延ばし等)でみだりにあっせんの申請をしたと委員会が認める場合
- には、あっせんは行われぬ(電波法第27条の3第2項において準用する電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「事業法」という。)第154条第2項)。

4 手続

あっせんの手続の概要は、図表3(I-10)のとおりである。

(1) 申請

あっせんを申請しようとする者は、図表1(I-5)の様式の申請書に必要な事項を記載して、これを提出しなければならない(電気通信事業紛争処理委員会手続規則(平成13年総務省令第155号。以下「手続規則」という。)第4条第2項、様式第2)。申請書の記載における留意点については、図表2(I-6)を参照。

証拠となるものがある場合においては、それを申請書に添えて提出しなければならない(手続規則第4条第3項)。

申請書の提出は、総務大臣(総務省総合通信基盤局総務課。申請しようとする者の住所を管轄する総合通信局又は沖縄総合通信事務所の総務課を窓口とすることもできる。)を経由して行わなければならない(電波法第27条の3第5項、手続規則第6条)。

委員会は、事件がその性質上あっせんをするのに適当でないと認めるとき、又は当事者が不当な目的でみだりにあっせんの申請をしたと認めるときであって、あっせんをしないものとしたときには、当事者に対し、遅滞

なく、その旨を書面により申請者に通知する（電波法第27条の35第2項において準用する事業法第154条第2項、電気通信事業紛争処理委員会令（平成13年政令362号。以下「委員会令」という。）第6条前段、手続規則第1条第1項）。

図表 1 あっせん申請書

<p>あっせん申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>電気通信事業紛争処理委員会委員長 殿</p> <p>郵便番号 (ふりがな)</p> <p>住 所 (ふりがな)</p> <p>氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。 法人にあつては、名称及び代表者の氏名を 記載することとし、代表者が自筆で記入した ときは、押印を省略できる。) 印</p> <p>連 絡 先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。 担当部署等がある場合は、当該担当部署名等 を記載すること。)</p> <p>電波法第 27 条の 3 5 第 1 項に規定する契約に関する協議が不能 (不調) のため、同項の規 定により、次のとおりあっせんに申請します。</p>	
当事者の氏名 (法人にあつては、名称及び 代表者の氏名) 及び住所	
あっせんに求める事項	
協議の不調又は不能の理由及び協議の 経過	
その他参考となる事項	
<p>(用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。)</p>	

図表2 あっせん申請書の記載における留意点

あっせん申請書 平成〇〇年〇〇月〇〇日		用紙の大きさは、日本工業規格A列4番です。								
電気通信事業紛争処理委員会委員長 殿										
郵便番号 (ふりがな) 住 所 東京都〇〇区××町△-△-△ (ふりがな) 氏 名 株式会社 〇〇ネットワーク 代表取締役社長 〇〇 〇〇 <input type="checkbox"/> 印 連絡先 〇〇企画部 電話番号		代表者が自筆で記入したときは、押印が省略できます。								
電波法第27条の3第5項に規定する契約に関する協議が不調のため、同項の規定により、次のとおりあっせんを申請します。		連絡のとれる担当部署名、電話番号等を記載してください。								
<table border="1"> <tr> <td>当事者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>あっせんを求める事項</td> <td></td> </tr> <tr> <td>協議の不調又は不能の理由及び協議の経過</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他参考となる事項</td> <td></td> </tr> </table>		当事者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所		あっせんを求める事項		協議の不調又は不能の理由及び協議の経過		その他参考となる事項		相手方が協議に応じないときには「不能」と、協議に応ずるもののその協議が調わないときには「不調」と記載してください。
当事者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所										
あっせんを求める事項										
協議の不調又は不能の理由及び協議の経過										
その他参考となる事項										
		両当事者の住所、氏名を記載してください。								
		それぞれ別紙とすることもできます。								

(2) 答弁

あっせんの申請がなされたときは、委員会は、その写しを添えて、その相手方に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知する（委員会令第5条、手続規則第1条第1項）。委員会は、この通知をするときは、相当の期間を指定して適宜の様式により答弁書を提出すべき旨の指示をすることができる（電気通信事業紛争処理委員会運営規程（平成13年電気通信事業紛争処理委員会決定第1号。以下「運営規程」という。）第4条の2）。

(3) 代理人及び補佐人の参加

当事者は、弁護士、弁護士法人又は委員会の承認を得た適当な者を代理人とすることができる。代理人の権限は、書面で証明しなければならない。当事者又は代理人は、あっせん委員の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる（運営規程第3条の3）。

(4) あっせん委員の指名

委員会は、事件ごとに、あらかじめ指定する委員及び特別委員（I-30～32頁参照）のうちからあっせんを行うあっせん委員を指名する（電波法第27条の35第2項において準用する事業法第154条第3項、委員会令第1条第1項）。

委員会は、委員又は特別委員のうち、事件の当事者たる法人の役員であるとき等事件の当事者との特別な関係¹にある者をあっせん委員に指名しない（運営規程第3条第1項）。委員会は、既にあっせん委員の指名をされた委員又は特別委員が事件の当事者と特別な関係にあることが判明したときは、速やかに当該指名を解除する（同条第2項）。委員及び特別委員は、自己の公正性又は独立性に疑いを生じさせるおそれのある事情がある場合には、事件の担当を回避すべき旨を委員会に申し出なければならない（運営規程第3条の2）。

あっせん委員は、1人の場合も複数の場合もあり得る。複数のあっせん

¹ あっせん委員の欠格事由（運営規程第3条第1項）

- ① 委員若しくは特別委員又はその配偶者若しくは配偶者であった者が事件の当事者、当事者の子会社、当事者を子会社とする親会社又は当該親会社の子会社（当事者を除く。）の役員であるとき。
- ② 委員若しくは特別委員が事件の当事者、当事者の子会社、当事者を子会社とする親会社又は当該親会社の子会社（当事者を除く。）の役員の子親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族であるとき。
- ③ 委員又は特別委員が事件について当事者の代理人又は補佐人であるとき、又はあったとき。
- ④ ①から③までに掲げる場合のほか、委員又は特別委員が事件の当事者と特別な関係にあるとき。

委員が指名された場合は、あっせんの審理の指揮を行う者を、あっせん委員の互選により選任する（運営規程第4条の3）。

あっせん委員は、当事者間をあっせんし、双方の主張の要点を確かめ、事件が解決されるよう努める（電波法第27条の35第2項において準用する事業法第154条第4項）。

（5） 手続の分離又は併合

あっせん委員は、適当と認めるときは、当事者全員の合意を得て、あっせんの手続を分離し、又は併合することができる（運営規程第3条の4）。

（6） あっせん手続の非公開

あっせん委員の行うあっせんの手続は、非公開とする（委員会令第13条）。ただし、あっせん委員は、相当と認める者に傍聴を許すことができる（同条ただし書）。

また、あっせんの手続においてあっせん委員又は委員会の事務局（以下「委員会事務局」という。）が作成し、又は取得した資料は、非公開とする（運営規程第19条第1項）。ただし、委員会は

- 1) あっせんの当事者とその公開を承諾する場合
- 2) その公開が委員会の運営又は紛争の公正かつ円滑な解決の妨げになるものではなく、当事者の事業運営に支障をもたらさないものとして、委員会が公開を適当と認める場合

には、当該資料を委員会事務局において一般の閲覧に供することができる（同条第2項）。

（7） あっせん案の提示

あっせん委員は、両当事者から意見を聴取し、又は両当事者に対し報告を求め、事件の解決に必要なあっせん案を作成し、これを当事者に提示することができる（電波法第27条の35第2項において準用する事業法第154条第5項）。これに応ずるか否かについては、両当事者の任意である。

（8） あっせんの終了・打切り

両当事者間において合意が成立した場合には、民法上の和解が成立したこととなり、権利関係が確定し（民法第695条、第696条）、あっせんは終了する。

当事者間に合意が成立する見込みがなくなったとあっせん委員が認める場合及び当事者が仲裁の申請をした場合（電波法第27条の35第2項において

準用する事業法第154条第6項)においては、あっせんは打ち切られる。委員会は、あっせんを打ち切ったときは、当事者に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知する(委員会令第6条後段、手続規則第1条第1項)。

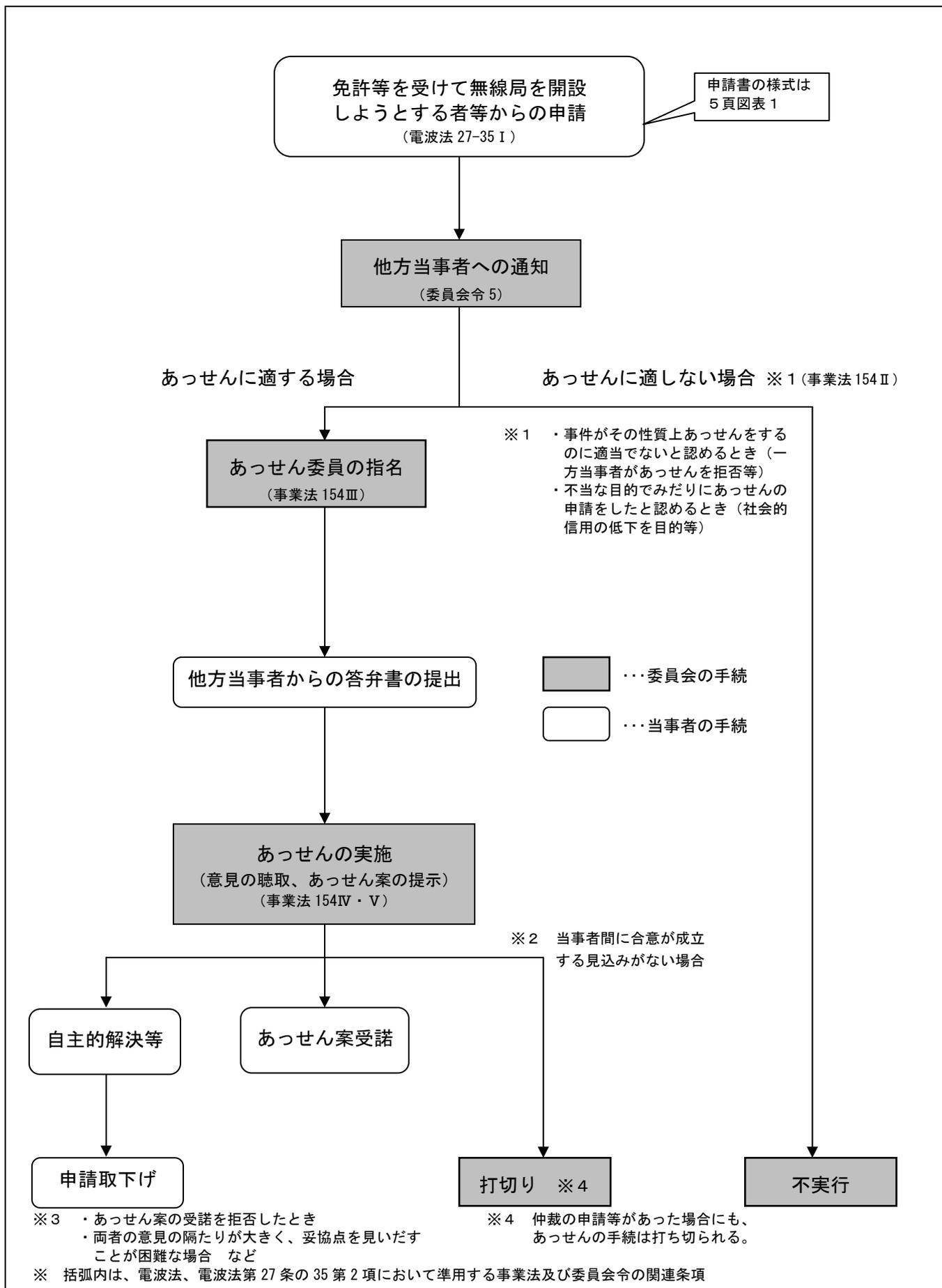
(9) あっせん手続に関する事実の公表

委員会は、あっせんの申請の受理及び手続の終結の年月日を公表する(運営規程第20条第1項)。

委員会は、事件の性質を勘案し、処理の終結後の適当な時点において、次の場合にあっせんの手続に関する主な経過、当事者の氏名(当事者が法人であるときは、その名称)、当事者の主な主張及び結果の概要を公表する(運営規程第20条)。

- ① あっせんの当事者がその公表を承諾する場合
- ② ①の場合のほか、その公表が委員会の運営又は紛争の公正かつ円滑な解決の妨げになるものではなく、当事者の事業運営に支障をもたらさないものとして、委員会が公表を適当と認める場合

図表3 あっせんの手続の概要



第2節 仲裁

1 趣旨

仲裁の制度は、無線局を開設しようとする者等と当該無線局の開設等により混信その他の妨害を与えるおそれがある既存の無線局の免許人等との間で行う混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する協議について紛争が生じた場合において、委員会の仲裁委員に仲裁判断を委ねることにより紛争の解決を図る制度である。

仲裁判断には、確定判決と同一の効力が発生する。また、仲裁判断が命ずる給付は、執行決定により強制執行の対象となるものである。このため、仲裁については、あつせんと異なつて厳格な手続がとられる。

2 対象となる無線局

仲裁の対象となる無線局は、次の①から⑦までのいずれかに該当する業務を行うことを目的とする無線局（以下この節において単に「無線局」という。）である（施行規則第20条の2）。

- ① 電気通信業務
- ② 放送の業務
- ③ 人命若しくは財産の保護又は治安の維持に係る業務（地方公共団体の防災行政事務等）
- ④ 電気事業に係る電気の供給の業務
- ⑤ 鉄道事業に係る列車の運行の業務
- ⑥ ガス事業に係るガスの供給の業務
- ⑦ MCAを使用する業務

3 申請の要件

仲裁は、免許等を受けて無線局を開設し、又は免許等を受けた無線局に関し次の①から⑩までのいずれかに該当する事項を変更しようとする者と、当該無線局の開設又は当該事項の変更により混信その他の妨害を与えるおそれがある他の無線局の免許人等との間で、混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約の締結について協議が調わないときに、当事者の双方がこれを申請することができる（電波法第27条の35第3項、施行規則第20条の3）。

- ① 通信の相手方
- ② 通信事項
- ③ 無線設備の設置場所（包括登録に係る登録局にあつては、無線設備を設置しようとする区域（移動する無線局にあつては、移動範囲））
- ④ 無線設備
- ⑤ 放送事項
- ⑥ 放送区域
- ⑦ 識別信号
- ⑧ 電波の型式
- ⑨ 周波数
- ⑩ 空中線電力
- ⑪ 運用許容時間

なお、申請に先立ってあつせん等の手続がとられている必要はない。

4 手続

仲裁の手続（以下「仲裁手続」という。）の概要は、図表 6（I-29）のとおりである。

（1）申請

仲裁の申請は、当事者の双方がこれを行わなければならない（電波法第 27 条の 3 第 3 項）。

具体的には

- 1) 当事者の双方が同時に申請する場合
 - 2) 当事者の双方に、紛争が生じた場合に法による仲裁に付する旨の合意（以下「仲裁合意」という。）があらかじめ得られており、当該合意に基づき当事者の一方のみが先に申請し、他方の当事者も後に申請する場合
 - 3) 2) に掲げる場合のほか、当事者の一方のみが先に申請し、他方の当事者も後に申請する場合
- がある。2) 及び 3) の場合における他方の当事者からの申請については、(2) において言及する。

仲裁の申請をしようとする者は、図表 4（I-14）の様式の申請書に仲裁判断を求める事項（結論として、どのような仲裁判断を求めるか。）等の必要事項を記載して、これを提出しなければならない（手続規則第 5 条第 2 項、様式第 4）。申請書の記載における留意点については、図表 5（I-15）を参照。

証拠となるものがある場合においては、それを申請書に添えて提出しなければならない（手続規則第5条第3項）。

仲裁合意を証するものがある場合においては、それを申請書に添えて提出しなければならない（手続規則第5条第4項）。

申請書の提出は、総務大臣（総合通信基盤局総務課。申請しようとする者の住所を管轄する総合通信局又は沖縄総合通信事務所の総務課を窓口とすることもできる。）を経由して行わなければならない（電波法第27条の3第5項、手続規則第6条）。

図表4 仲裁申請書

<p style="margin: 0;">仲裁申請書</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">電気通信事業紛争処理委員会委員長 殿</p> <p style="margin: 10px 0 0 40px;">郵便番号 (ふりがな)</p> <p style="margin: 10px 0 0 40px;">住 所 (ふりがな)</p> <p style="margin: 10px 0 0 40px;">氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。 法人にあつては、名称及び代表者の氏名を 記載することとし、代表者が自筆で記入した ときは、押印を省略できる。) 印</p> <p style="margin: 10px 0 0 40px;">連 絡 先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。 担当部署等がある場合は、当該担当部署名等 を記載すること。)</p> <p style="margin: 20px 0 0 0;">電波法第27条の35第1項に規定する契約に関する協議が不調のため、同条第3項の規定により、次のとおり仲裁を申請します。</p>	
当事者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所	
仲裁判断を求める事項（協議の相手である当事者が当該協議に関して既に仲裁の申請を行っており、その旨の通知が電気通信事業紛争処理委員会からあつた場合には、当該協議の相手である当事者の仲裁判断を求める事項に対する答弁を記載するものとする。）	
協議の不調の理由及び協議の経過	
その他参考となる事項	
<p style="margin: 0;">（用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。）</p>	

図表5 仲裁申請書の記載における留意点

<p>仲裁申請書</p> <p style="text-align: right;">平成〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p>電気通信事業紛争処理委員会委員長 殿</p> <p style="text-align: center;">郵便番号 (ふりがな)</p> <p style="text-align: center;">住 所 東京都〇〇区××町△-△-△ (ふりがな)</p> <p style="text-align: center;">氏 名 株式会社 〇〇ネットワーク 代表取締役社長 〇〇 〇〇 印</p> <p style="text-align: center;">連 絡 先 〇〇企画部</p> <p style="text-align: center;">電話番号</p> <p style="margin-top: 20px;">電波法第27条の35第1項に規定する契約に関する協議が不調のため、同条第3項の規定により、次のとおり仲裁を申請します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 45%; padding: 5px;">当事者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所</td> <td style="width: 55%;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">仲裁判断を求める事項</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">協議の不調の理由及び協議の経過</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">その他参考となる事項</td> <td></td> </tr> </table>	当事者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所		仲裁判断を求める事項		協議の不調の理由及び協議の経過		その他参考となる事項		<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 20px;"> <p>用紙の大きさは、日本工業規格A列4番です。</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 20px;"> <p>代表者が自筆で記入したときは、押印が省略できます。</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 20px;"> <p>連絡のとれる担当部署名、電話番号等を記載してください。</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 20px;"> <p>両当事者の住所、氏名を記載してください。</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 20px;"> <p>協議の相手方当事者が当該協議に関し、既に仲裁の申請を行っており、その旨の通知が委員会からあった場合は、当該協議の相手方当事者の仲裁判断を求める事項に対する答弁を記載してください。</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>それぞれ別紙とすることもできます。</p> </div>
当事者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所									
仲裁判断を求める事項									
協議の不調の理由及び協議の経過									
その他参考となる事項									

(2) 当事者の一方のみから申請がなされた場合の措置

当事者の一方のみから仲裁の申請がなされたときは、委員会は、他方の当事者に対し、仲裁の申請があった旨の通知をする。

委員会は、前段落の通知をするとき（当事者の双方に、紛争が生じた場合に法による仲裁に付する旨の合意がある場合を除く。）は、その相手方に対し、相当の期間を指定して、当該申請に係る事件を仲裁に付することについて同意するかどうかを書面で回答すべきことを求めることができる（電気通信事業紛争処理委員会仲裁準則（平成15年電気通信事業紛争処理委員会決定第3号。以下「仲裁準則」という。）²第8条の2）。

当事者の一方から仲裁の申請がなされた場合において、他方の当事者が当該申請に係る事件を仲裁に付することに同意して仲裁の申請をするときは、当該他方の当事者は、図表4（I-14）記載の様式の申請書に、一方当事者が仲裁判断を求めた事項に対する自らの答弁（結論として、どのような仲裁判断を求めるか。）等の必要事項を記載して、これを提出しなければならない（手続規則第5条第2項、様式第4）。当該他方の当事者が当該事件を仲裁に付することに同意しないときは、委員会に対し、適宜の様式により、その旨の通知をする。

(3) 仲裁手続の開始

仲裁手続は、一方の当事者が他方の当事者に対し書面をもって特定の紛争を仲裁手続に付する旨の通知をした日又は一方の当事者の申請を受けて委員会が他方の当事者に仲裁の申請があった旨の通知をした日のうち最も早い日に開始する（仲裁準則第8条）。

仲裁手続における請求は、仲裁手続が仲裁判断によらずに終了したときを除き、時効中断の効力を生ずる（仲裁法（平成15年法律138号）第29条第2項）。

(4) 代理人及び補佐人の参加

当事者は、弁護士、弁護士法人又は委員会の承認を得た適当な者を代理人とすることができるが、代理人の権限は、書面で証明しなければならない。また、当事者又は代理人は、仲裁廷の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる（運営規程第3条の3）。

² 仲裁準則は、当事者間で別段の合意がない場合に限り、適用する（仲裁準則第1条）。

(5) 仲裁委員の指名

委員会は、事件ごとに、あらかじめ指定する委員及び特別委員（I-30～32頁参照）のうちから仲裁を行う3人の仲裁委員を指名する（電波法第27条の35第4項において準用する事業法第155条第2項及び第3項、委員会令第1条第1項）。指名の手続は、次のとおりである。

ア 名簿の写しの送付

委員会は、あらかじめ指定した委員及び特別委員の氏名及び職業、経歴並びに任命及び任期満了の年月日を記載する名簿（以下単に「名簿」という（名簿については、I-30～32頁参照）。）の写しを両当事者に送付する（委員会令第8条第1項、手続規則第2条）。

イ 公正性等に疑いを生じさせる事実の開示

委員会は、仲裁の申請がなされた場合において、あらかじめ指定した委員及び特別委員について当該申請に係る事件に関し公正性又は独立性に疑いを生じさせる事実があるときは、その事実を当事者に対して開示する。（運営規程第4条の4第1項）。この開示は、名簿の写しを送付する際に行うほか、仲裁委員について該当する事実の存在が判明したときに速やかに行う（同条第2項）。

ウ 当事者の合意による選定に基づく仲裁委員の指名

当事者は、名簿に記載された委員及び特別委員のうちから仲裁委員となるべき者を合意によって選定する（電波法第27条の35第4項において準用する事業法第155条第3項本文）。当事者の双方が共同に選定する場合においては共同で選定した者について、各当事者が別々に選定する場合においては各々が選定した者のうち一致したものについて、それぞれ合意があったと解される。ただし、3人を超える者について合意があった場合については、全体として無効となる。

当事者が合意により仲裁委員となるべき者の選定をしたときは、書面より、その者の氏名を名簿の写しの送付を受けた日から2週間以内に委員会に対し通知しなければならない（委員会令第8条第2項）。この通知が期間内になかったときは、当事者の合意による選定がなされなかったものとみなされる（同条第3項）。

委員会は、当事者が合意により選定した者につき、仲裁委員に指名する（電波法第27条の35第4項において準用する事業法第155条第3項本文）。

委員及び特別委員は、自己の公正性又は独立性に疑いを生じさせるおそれのある事情がある場合には、事件の担当を回避すべき旨を委員会に申し出なければならない（運営規程第3条の2）。

エ 当事者の合意による選定がなされない場合における仲裁委員の指名

当事者の合意による仲裁委員となるべき者の選定がなされない場合には、委員会は、独自に、名簿に記載された委員及び特別委員のうちから、事件の性質、当事者の意思等を勘案して、仲裁委員を指名する（電波法第27条の35第4項において準用する事業法第155条第3項ただし書、委員会令第9条第2項）。

前段落の場合において、各当事者は、仲裁委員に指名されることが適当でないと認める委員及び特別委員があるときは、名簿の写しの送付を受けた日から2週間以内に限り、委員会に対し、書面により、その者の氏名を通知することができる（委員会令第9条第1項、手続規則第1条第1項）。この通知には、仲裁委員に指名されることが適当でないとする理由を付さなければならない（同条第2項）。委員会は、仲裁委員の指名に当たっては、必要に応じてこの通知の内容を勘案するが、これに拘束されるものではない。

委員会は前々段落に記載するところにより仲裁委員を指名する場合には、委員又は特別委員のうち、事件の当事者たる法人の役員であるとき等事件の当事者と特別な関係³にある者を仲裁委員に指名しない（運営規程第3条第1項）。また、委員会は、既に仲裁委員の指名をされた委員又は特別委員が事件の当事者と特別な関係にあることが判明したときは、速やかに当該指名を解除する（同条第2項）。同段落の場合においても、委員及び特別委員は、自己の公正性又は独立性に疑いを生じさせるおそれのある事情がある場合には、事件の担当を回避すべき旨を委員会に申し出なければならない（運営規程第3条の2）。

³ 仲裁委員の欠格事由（運営規程第3条第1項）

- ① 委員若しくは特別委員又はその配偶者若しくは配偶者であった者が事件の当事者、当事者の子会社、当事者を子会社とする親会社又は当該親会社の子会社（当事者を除く。）の役員であるとき。
- ② 委員若しくは特別委員が事件の当事者、当事者の子会社、当事者を子会社とする親会社又は当該親会社の子会社（当事者を除く。）の役員の子親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族であるとき。
- ③ 委員又は特別委員が事件について当事者の代理人又は補佐人であるとき、又はあったとき。
- ④ ①から③までに掲げる場合のほか、委員又は特別委員が事件の当事者と特別な関係にあるとき。

オ 仲裁委員の指名の通知

委員会は、仲裁委員を指名したときは、当事者に対し、遅滞なく、その氏名を書面により通知する(委員会令第9条第2項、手続規則第1条第1項)。

カ 仲裁委員が欠けた場合の措置

委員会は、仲裁委員が死亡、罷免、辞任その他の理由により欠けた場合においては、当事者に対し、遅滞なく、その旨を通知する(委員会令第10条第1項)。

仲裁委員が欠けた場合における後任の仲裁委員の指名の手続も、(1)から(5)までのとおりである(委員会令第10条第2項)。

(6) 仲裁廷の議事

委員会は、仲裁委員のうちから仲裁廷(3人の仲裁委員の合議体をいう。以下同じ。)の長を指名する(仲裁準則第17条第1項)。仲裁廷の長は、仲裁の審理の指揮を行う(仲裁準則第17条第2項)。

仲裁廷の議事は、仲裁廷を構成する仲裁委員の過半数で決する(仲裁準則第17条第3項)。ただし、仲裁手続における手続上の事項は、仲裁廷の長が決することができる(同条第4項)。

(7) 仲裁委員の忌避

当事者は、仲裁委員に次に掲げる事由があるときは、当該仲裁委員を忌避することができる(仲裁法第18条第1項)。

- 1) 当事者の合意により定められた仲裁委員の要件を具備しないとき。
- 2) 仲裁人の公正性又は独立性を疑うに足りる相当な理由があるとき。

ただし、仲裁委員を選定し、又は当該仲裁委員の指名について推薦その他これに類する関与をした当事者は、当該選任後に知った事由を忌避の原因とする場合に限り、当該仲裁人を忌避することができる(同条第2項)。

仲裁委員の忌避についての決定は、当事者の申立てにより、仲裁廷が行う(仲裁準則第3条第1項)。仲裁委員の忌避の申立ては、仲裁委員の指名があったことを知った日から15日以内に、忌避の原因を記載した申立書を仲裁廷に提出することにより行わなければならない(同条第2項)。

仲裁廷は、申立てに係る仲裁委員に忌避の原因があると認めるときは、忌避を理由があるとする決定をする(仲裁準則第3条第2項)。

仲裁委員の忌避を理由がないとする決定がされた場合には、その忌避をした当事者は、当該決定の通知を受けた日から30日以内に、裁判所に対し、当該仲裁委員の忌避の申立てをすることができる（仲裁法第19条第4項前段）。この場合において、裁判所は、当該仲裁委員に忌避の原因があると認めるときは、忌避を理由があるとする決定をしなければならない（仲裁法第19条第4項同条後段）。ただし、仲裁廷は、当該申立てに係る事件が裁判所に係属する間においても、仲裁手続を開始し、又は続行し、かつ、仲裁判断をすることができる（同条第5項）。

(8) 仲裁委員の解任の申立て

当事者は

1) 仲裁委員が法律上又は事実上その任務を遂行することができなくなったとき

2) 仲裁委員がその任務の遂行を不当に遅滞させたとき

は、裁判所に対し、仲裁委員の解任の申立てをすることができる（仲裁法第20条前段）。この場合において、裁判所は、当該仲裁委員にその申立てに係る事由があると認めるときは、当該仲裁人を解任する決定をしなければならない（同条後段）。

(9) 手続の分離又は併合

仲裁廷は、適当と認めるときは、当事者全員の合意を得て、仲裁手続を分離し、又は併合することができる（運営規程第3条の4）。

(10) 仲裁廷の仲裁権限の有無についての判断

仲裁廷は、仲裁合意の存否又は効力に関する主張についての判断その他自己の仲裁権限（仲裁手続における審理及び仲裁判断を行う権限をいう。以下(10)において同じ。）の有無についての判断を示すことができる（仲裁法第23条第1項）。

仲裁廷が仲裁権限を有しない旨の主張は、その原因となる事由が仲裁手続の進行中に生じた場合にあつてはその後速やかに、その他の場合にあつては本案の最初の主張書面の提出の時（口頭審理において口頭で最初に本案についての主張をする時を含む。）までに、しなければならない。（仲裁法第23条第2項本文）。ただし、仲裁権限を有しない旨の主張の遅延について正当な理由があると仲裁廷が認めるときは、この限りでない（同項ただし書）。

仲裁廷は、適法な前段落の主張があつたときは、自己が仲裁権限を有す

る旨の判断を示す場合にあっては仲裁判断前の独立の決定又は仲裁判断により、自己が仲裁権限を有しない旨の判断を示す場合にあっては仲裁手続の終了決定を行うことにより、当該主張に対する判断を示す（仲裁法第23条第4項）。

仲裁廷が仲裁判断前の独立の決定により仲裁権限を有する旨の判断を示したときは、当事者は、当該決定の通知を受けた日から30日以内に、裁判所に対し、当該仲裁廷が仲裁権限を有するかどうかについての判断を求める申立てをすることができる（仲裁法第23条第5項前段）。この場合において、当該申立てに係る事件が裁判所に係属する場合であっても、当該仲裁廷は、仲裁手続を続行し、かつ、仲裁判断をすることができる（同条後段）。

(11) 暫定措置又は保全措置

仲裁廷は、当事者の一方の申立てにより、いずれの当事者に対しても、紛争の対象について仲裁廷が必要と認める暫定措置又は保全措置を講ずることを命ずることができる（仲裁準則第4条第1項）。仲裁廷は、この暫定措置又は保全措置を講ずるについて、相当な担保を提供することを命ずることができる（同条第2項）。

(12) 審理・調査

ア 審理

(ア) 当事者の平等待遇

仲裁手続においては、当事者は、平等に取り扱われ、事案について説明する十分な機会が与えられる（仲裁法第25条第1項及び第2項）。

(イ) 仲裁手続の方法

仲裁廷は、仲裁準則に反しない限り、適当と認める方法によって仲裁手続を実施することができる（仲裁準則第5条前段）。

(ウ) 異議権の放棄

仲裁手続においては、当事者は、委員会の行う仲裁手続に適用される法令、委員会による決定又は当事者間の合意により定められた仲裁手続の準則（いずれも公の秩序に関しないものに限る。）が遵守されていないことを知りながら、遅滞なく異議を述べないときは、異議を述べる権利を放棄したものとみなす（仲裁準則第6条）。

(エ) 仲裁地

仲裁地は、東京都とする（仲裁準則第7条第1項）。ただし

- 1) 仲裁廷の評議
- 2) 当事者、鑑定人又は第三者の陳述の聴取
- 3) 物又は文書の見分
- 4) 2) 及び3) のほか、事実関係につき行う調査

は、仲裁廷が適当と認めるいかなる場所においても行うことができる（同条第2項）。

(オ) 言語

仲裁手続のうち、口頭によるもの、当事者が行う書面による陳述又は通知及び仲裁廷が行う書面による決定（仲裁判断を含む。）又は通知においては、日本語を使用する（仲裁準則第9条）。仲裁廷は、すべての証拠書類について、日本語による翻訳文を添付することを命ずることができる（仲裁法第30条第4項）。

(カ) 当事者の陳述

仲裁廷は、すべての当事者に対し、仲裁申請書に記載した事項に加えて、自己の主張、主張の根拠となる事実及び紛争の要点を、仲裁廷が定めた期間内に陳述することを命ずることができる（仲裁準則第10条第1項前段）。この場合において、当事者は、取り調べる必要があると思料するすべての証拠書類を提出し、又は提出予定の証拠書類その他の証拠を引用することができる（同項後段）。また、代理人がいる場合には、代理人に審尋することがある（大判明治38年6月19日民録11輯987頁）。

すべての当事者は、仲裁手続の進行中において、自己の陳述の変更又は追加をすることができる（仲裁準則第10条第2項前段）。ただし、これが時機に後れてされたものであるときは、仲裁廷は、これを許さないことができる（同項後段）。

(キ) 口頭審理

仲裁廷は、当事者に証拠の提出又は意見の陳述をさせるため、口頭審理を実施することができる（仲裁準則第11条本文）。仲裁廷は、一方の当事者が口頭審理の実施の申立てをしたときは、仲裁手続における適切な時期に、口頭審理を実施する（同条ただし書）。意見の聴取又は物若しくは文書の見分を行うために口頭審理を行うときは、仲裁廷は、当該口頭審理の期日までに相当な期間において、当事者に対し、当該口頭審理の日時及び場所を通知する（仲裁法第32条第3項）。

イ 証拠の扱い

(ア) 証拠に関する判断の権限

仲裁廷は、証拠に関し、証拠としての許容性、取調べの必要性及びその証明力についての判断をする権限を有する（仲裁準則第5条後段）。

(イ) 仲裁廷に提供した記録の取扱い

当事者は、主張書面、証拠書類その他の記録を仲裁廷に提供したときは、他の当事者がその内容を知ることができるように措置しなければならない（仲裁法第32条第4項）。

(ウ) 証拠資料の閲覧

仲裁廷は、仲裁判断その他の仲裁廷の決定の基礎となるべき証拠資料の内容を、当事者が委員会の事務局において閲覧できるようにする（運営規程第8条の2）。当事者は、この閲覧により知り得た相手方当事者の秘密を漏らしてはならない（仲裁準則第12条）。

(エ) 不熱心な当事者がいる場合の取扱い

仲裁廷は、一方の当事者が、正当な理由なく口頭審理の期日に出頭せず、又は証拠書類を提出しないときは、その時までには収集された証拠に基づいて、仲裁判断をすることができる（仲裁準則第13条第1項）。

ウ 事実関係の調査

(ア) 文書及び物件の提出

仲裁委員は、必要があると認めるときは、当事者の申出により、相手方の所持する当該仲裁に係る事件に関係のある文書又は物件を提出させることができる（委員会令第11条）。

(イ) 不熱心な当事者がいる場合の取扱い

仲裁廷は、前段落の申出を行った当事者の相手方の当事者が、正当な理由なく当該申出に係る文書又は物件を提出しないときは、当該文書又は物件に関する当該申出を行った当事者の主張を真実と認めることができる（仲裁準則第13条第2項）。

(ウ) 仲裁廷による鑑定人の選任等

仲裁廷は、一人又は二人以上の鑑定人を選任し、必要な事項について

鑑定をさせ、文書又は口頭によりその結果を報告させることができる(仲裁準則第14条第1項)。この場合において、仲裁廷は、当事者に対し、次の行為をすることを求めることができる(同条第2項)。

- ・鑑定に必要な情報を鑑定人に提供すること。
- ・鑑定に必要な文書その他の物を、鑑定人に提出し、又は鑑定人が見分をすることができるようにすること。

当事者の求めがあるとき、又は仲裁廷が必要と認めるときは、鑑定人は、上記報告をした後、口頭審理の期日に出頭しなければならない。当事者は、この口頭審理の期日において、次に掲げる行為をすることができる(仲裁準則第14条第3項及び第4項)。

- ・鑑定人に質問をすること。
- ・自己が依頼した専門的知識を有する者に当該鑑定に係る事項について陳述をさせること。

(エ) 裁判所により実施する証拠調べ

仲裁廷又は当事者は、裁判所に対し、調査の囑託、証人尋問、鑑定、書証(当事者が文書を提出してするものを除く。)及び検証(当事者が検証の目的を提示してするものを除く。)であって仲裁廷が必要と認めるものの実施を求める申立てをすることができる(仲裁準則第15条)。当事者がこの申立てをするには、仲裁廷の同意を要する(仲裁法第35条第2項)。

この申立てについての決定に対しては、即時抗告をすることができる(仲裁法第35条第4項)。

申立てにより裁判所が証拠調べを実施するに当たり、仲裁委員は、文書を読し、検証の目的を検証し、又は裁判長の許可を得て証人若しくは鑑定人に対して質問をすることができる(仲裁法第35条第5項)。

(13) 仲裁手続の非公開

仲裁委員の行う仲裁手続は、原則として非公開とする(委員会令第13条本文)。ただし、仲裁委員は、相当と認める者に傍聴を許すことができる(委員会令同条ただし書)。

仲裁手続において仲裁委員又は委員会事務局が作成し、又は取得した資料は、非公開とする(運営規程第19条第1項)。ただし、委員会は

- 1) 仲裁の当事者がその公開を承諾する場合
- 2) その公開が委員会の運営又は紛争の公正かつ円滑な解決の妨げになる

ものではなく、当事者の事業運営に支障をもたらさないものとして、委員会が公開を適当と認める場合には、当該資料を委員会事務局において一般の閲覧に供することができる（運営規程第19条）。

(14) 和解

仲裁廷（仲裁廷が必要があると認めるときは、仲裁廷が選任した1人若しくは2人の仲裁委員）は、当事者双方の書面による承諾がある場合には、仲裁手続のいかなる段階であっても、仲裁を求める事項の全部又は一部について、当事者に対し和解の勧告を行うことができる（運営規程第7条、仲裁準則第18条）。

仲裁廷は、仲裁手続中に仲裁を求める事項の全部又は一部について和解が成立し、かつ、当事者双方の申立てがあったときは、その和解の内容を仲裁判断とすることができる（運営規程第8条第2項）。

(15) 仲裁判断

(ア) 仲裁判断の実施

仲裁廷は、仲裁判断をするための審尋その他必要な調査を終了したときは、速やかに、仲裁判断をする（委員会令第12条）。

(イ) 仲裁判断において準拠すべき法

仲裁廷は、仲裁手続に付された紛争に最も密接な関係がある法令であって事件に直接適用されるべきものを適用する（仲裁準則第16条）。ただし、仲裁廷は、当事者双方の明示された求めがあるときは衡平と善により判断する（仲裁法第36条第3項）。

仲裁廷は、仲裁手続に付された紛争に係る契約があるときはこれに定められたところに従って判断し、当該紛争に適用することができる慣習があるときはこれを考慮しなければならない（仲裁法第36条第4項）。

(ウ) 仲裁判断書の記載事項

仲裁判断に当たっては、次に掲げる事項を仲裁判断書に記載し、仲裁委員がこれに署名する（仲裁法第39条第1項、運営規程第8条第1項本文）。ただし、④及び⑤については、当事者がこの記載を要しない旨を特に合意している場合及び当事者間で仲裁を求める事項の全部又は一部について和解が成立し、かつ、当事者双方の申立てがあった場合には、記載さ

れない（同項ただし書及び同条第2項）。

- ① 当事者の氏名（当事者が法人であるときは、その名称及び代表者の氏名）及び住所
- ② 代理人があるときは、その氏名及び住所
- ③ 主文
- ④ 事実
- ⑤ 理由
- ⑥ 仲裁判断の年月日及び仲裁地

(エ) 仲裁判断の通知

仲裁廷は、仲裁判断がされたときは、仲裁委員の署名のある仲裁判断書の写しを送付する方法により、仲裁判断を各当事者に通知しなければならない（仲裁法第39条第5項本文）。ただし、仲裁判断書の写しにおいても、(ウ)の④及び⑤は、当事者がこの記載を要しない旨を特に合意している場合及び当事者間で仲裁を求める事項の全部又は一部について和解が成立し、かつ、当事者双方の申立てがあった場合には、記載されない（同項ただし書）。

(オ) 仲裁判断の効力

仲裁判断は、その内容が公の秩序又は善良の風俗に反する等の場合を除き、確定判決と同一の効力を有する（仲裁法第45条第1項及び第2項）。

仲裁判断が命ずる給付については、確定した執行決定（仲裁判断に基づく民事執行を許す旨の決定をいう。）を得ることにより強制執行の対象となる（仲裁法第46条第1項、民事執行法（昭和54年法律第4号）第22条第6号の2）。

(16) 仲裁手続の終了

仲裁手続は、仲裁判断又は仲裁手続の終了決定があったときに、終了する（仲裁法第40条第1項）。

仲裁廷は、次の事由がある場合には、仲裁判断を行うことなく仲裁手続の終了決定をする（仲裁法第40条第2項）。

- ① 自己が仲裁権限を有しない旨の判断を示すとき。
- ② 当事者のうち先に申請を行った者が、仲裁廷に、仲裁申請書に記載した事項に加えて、自己の主張、主張の根拠となる事実及び紛争の要点を、仲裁廷が定めた期間内に陳述することを命じられたにもかかわらず、

正当な理由なくこれに従わなかったとき。

- ③ 当事者のうち先に申請を行った者が申請を取り下げたとき（他方の当事者が取下げに異議を述べ、かつ、仲裁手続に付された民事上の紛争の解決について当該他方の当事者が正当な利益を有すると仲裁廷が認めるときを除く。）。
- ④ 当事者の双方が仲裁手続を終了させる旨の合意をしたとき。
- ⑤ 当事者間に和解が成立したとき（和解の内容を仲裁判断とするときを除く。）
- ⑥ ①から⑤まで掲げる場合のほか、仲裁廷が、仲裁手続を続行する必要がなく、又は仲裁手続を続行することが不可能であると認めたとき。

仲裁手続が終了したときは、仲裁廷の任務は終了する（仲裁法第40条第3項本文）。

(17) 仲裁手続終了後の手続

仲裁手続の終了後も、仲裁廷は、仲裁判断の訂正、仲裁判断の解釈、追加仲裁判断をすることができる（仲裁法第40条第3項ただし書）。

ア 仲裁判断の訂正

仲裁廷は、当事者が仲裁判断の通知を受けた日から30日以内に行う申立てにより又は職権で、仲裁判断における計算違い、誤記その他これらに類する誤りを訂正することができる（仲裁法第41条第1項、仲裁準則第19条）。

当事者は、仲裁判断の訂正の申立てをするときは、あらかじめ、又は同時に、他の当事者に対して、当該申立ての内容を記載した通知を発しなければならない（仲裁法第41条第3項）。

当事者からの申立てがあった場合には、仲裁廷は、当該申立ての日から30日以内（必要に応じて延長する。）に、仲裁判断の訂正の決定又は当該申立てを却下する決定をする（仲裁法第41条第4項及び第5項）。

イ 仲裁判断の解釈

仲裁廷は、当事者が仲裁判断の通知を受けた日から30日以内に行う申立てにより、仲裁判断の特定部分の解釈をする（仲裁準則第20条）。

当事者は、仲裁判断の解釈の申立てをするときは、あらかじめ、又は同時に、他の事業者に対して、当該申立ての内容を記載した通知を発し

なければならない（仲裁法第42条第3項において準用する同法第41条第3項）。

当事者からの申立てがあった場合には、仲裁廷は、当該申立ての日から30日以内（必要に応じて延長する。）に、仲裁判断の解釈の決定又は当該申立てを却下する決定をする（仲裁法第42条第3項において準用する同法第41条第4項及び第5項）。

ウ 追加仲裁判断

仲裁廷は、仲裁手続における申立てのうち仲裁判断において判断が示されなかったものがあるときは、当事者が仲裁判断の通知を受けた日から30日以内に行う申立てにより、追加仲裁判断をする（仲裁準則第21条）。

当事者は、追加仲裁判断の申立てをするときは、あらかじめ、又は同時に、他の事業者に対して、当該申立ての内容を記載した通知を発しなければならない（仲裁法第43条第1項において準用する同法第41条第3項）。

当事者からの申立てがあった場合には、仲裁廷は、当該申立ての日から60日以内（必要に応じて延長する。）に、追加仲裁判断の決定又は申立てを却下する決定をする（仲裁法第43条第2項において準用する同法第41条第5項）。

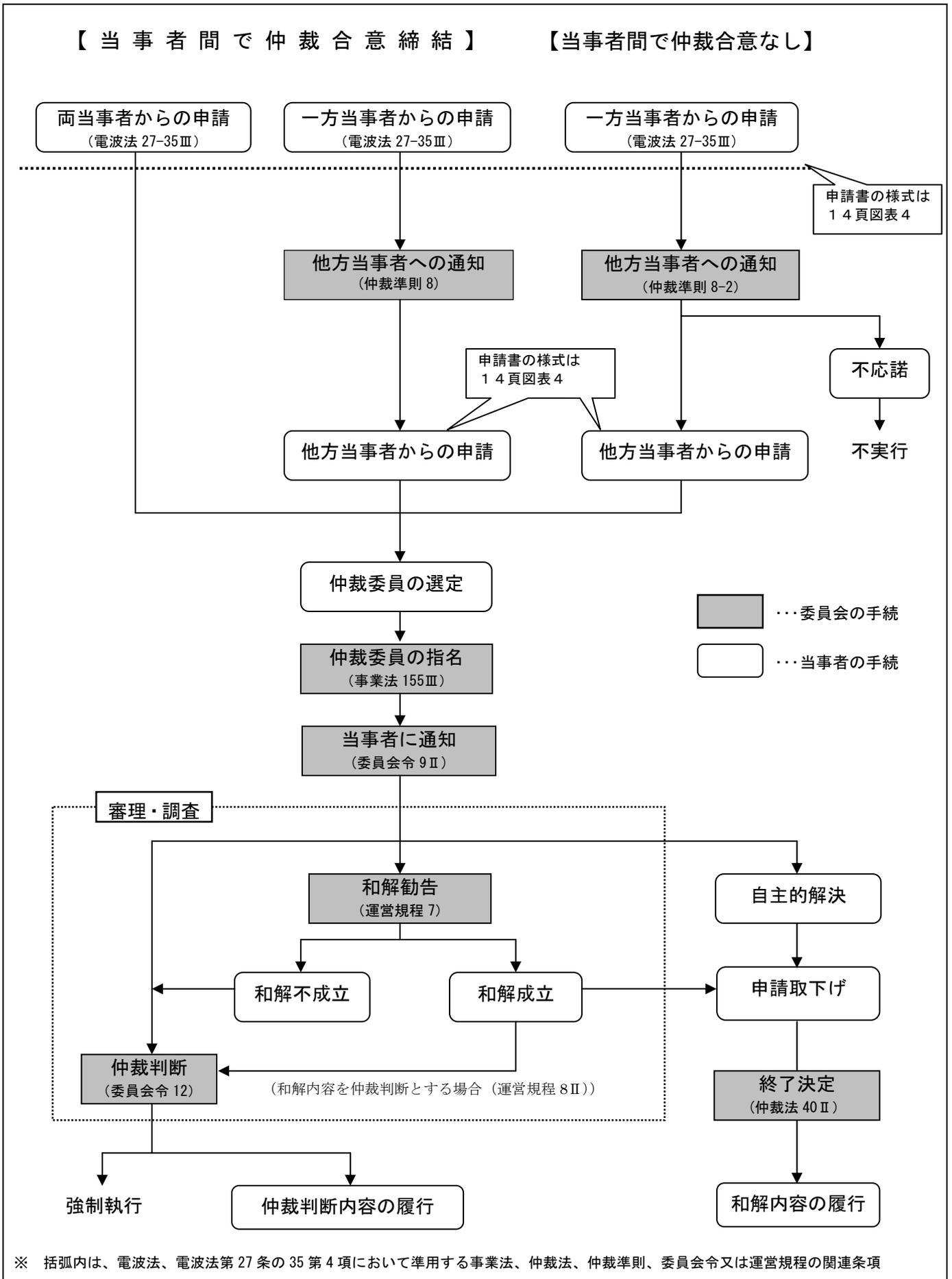
(18) 仲裁手続に関する事実の公表

委員会は、仲裁の申請の受理及び手続の終結の年月日を公表する（運営規程第20条第1項）。

委員会は、事件の性質を勘案し、処理の終結後の適当な時点において、次の場合に仲裁手続に関する主な経過、当事者の氏名（当事者が法人であるときは、その名称）、当事者の主な主張及び結果の概要を公表する（運営規程第20条）。

- ① 仲裁の当事者がその公表を承諾する場合
- ② ①の場合のほか、その公表が委員会の運営又は紛争の公正かつ円滑な解決の妨げになるものではなく、当事者の事業運営に支障をもたらさないものとして、委員会が公表を適当と認める場合

図表6 仲裁の手続



第2章 電気通信事業紛争処理委員会の概要等

1 委員・特別委員名簿

電気通信事業紛争処理委員会の委員及び特別委員は、下表のとおり。

なお、これらの委員及び特別委員は、電波法（昭和25年法律第131号）第27条の35第1項のあっせん及び同条第3項の仲裁を行うために、このうちから事件ごとに、あっせん委員及び仲裁委員として指名されることとなる。

① 委員

(敬称略)

氏名	生年	性別	経歴及び現在の職業		任命日	任期満了日
たつおか すけあき 龍岡 資晃 (委員長)	昭和16年	男	昭和39年3月 41年4月 平成11年8月 15年1月 17年5月 19年4月 19年6月	東京大学法学部卒業 東京地方裁判所判事補 東京高等裁判所判事部総括 広島高等裁判所長官 福岡高等裁判所長官 学習院大学専門職大学院 法務研究科(法科大学院)教授(現職) 電気通信事業紛争処理委員会委員	平成19年 11月30日	平成22年 11月29日
さかにわ こういち 坂庭 好一 (委員長代理)	昭和23年	男	昭和47年3月 52年3月 58年4月 平成3年6月 12年4月	東京工業大学工学部電子工学科卒業 東京工業大学大学院理工学研究科 電子工学専攻博士課程修了工学博士 東京工業大学工学部助教授 東京工業大学工学部教授 東京工業大学大学院 理工学研究科教授(現職)	同上	同上
おばた ひろし 尾畑 裕	昭和33年	男	昭和57年3月 59年3月 62年3月 平成3年4月 11年5月 12年4月 12年11月 15年1月	一橋大学商学部卒業 一橋大学大学院商学研究科修士課程 修了 一橋大学大学院商学研究科博士後期 課程単位修得退学 一橋大学商学部助教授 一橋大学商学部教授 一橋大学大学院 商学研究科教授(現職) 一橋大学商学研究科博士号取得 電気通信事業紛争処理委員会 特別委員	同上	同上

氏名	生年	性別	経歴及び現在の職業		任命日	任期満了日
とみさわ このみ 富沢 木実	昭和22年	女	昭和43年3月 43年4月 平成2年5月 11年3月 13年4月 13年11月 17年8月 18年4月	図書館短期大学図書館学科卒業 日本長期信用銀行入行 長銀総合研究所産業調査部 主任研究員 社会基盤研究所調査部主任研究員 道都大学経営学部教授 電気通信事業紛争処理委員会委員 (助)北海道科学技術総合振興センター 知的クラスター本部 科学技術コー ディネーター 法政大学大学院 政策科学研究科客員教授(現職)	平成19年 11月30日	平成22年 11月29日
ふちがみ れいこ 洲上 玲子	昭和29年	女	昭和52年3月 58年4月	一橋大学法学部卒業 弁護士登録(現職)	同上	同上

② 特別委員

氏名	生年	性別	経歴及び現在の職業		任命日	任期満了日
おの たけみ 小野 武美	昭和31年	男	昭和55年3月 61年6月 平成2年4月 4年4月 8年3月 9年4月	京都大学経済学部卒業 京都大学大学院経済学研究科 博士後期課程退学 名古屋市立大学経済学部助教授 東京経済大学経営学部助教授 京都大学博士(経済学) 東京経済大学経営学部教授(現職)	平成19年 11月30日	平成21年 11月29日
しらい ひろし 白井 宏	昭和33年	男	昭和55年3月 57年3月 61年6月 63年4月 平成10年4月	静岡大学工学部電気工学科卒業 静岡大学大学院工学研究科 電気工学専攻修士課程修了 ポリテクニク大学大学院 工学研究科電気工学専攻博士課程 修了 博士号取得 中央大学理工学部助教授 中央大学理工学部教授(現職)	同上	同上
せざき かおる 瀬崎 薫	昭和36年	男	昭和59年3月 平成元年3月 4年7月 13年5月 13年11月 19年4月	東京大学工学部電気工学科卒業 東京大学大学院博士課程修了 東京大学生産技術研究所助教授 東京大学空間情報科学研究センター 助教授 電気通信事業紛争処理委員会 特別委員 東京大学空間情報科学研究センター 准教授(現職)	同上	同上
てらざわ ゆきひろ 寺澤 幸裕	昭和40年	男	平成元年3月 5年4月 11年6月	慶應義塾大学法学部法律学科卒業 弁護士登録(現職) ワシントン大学ロースクール修了	同上	同上

氏名	生年	性別	経歴及び現在の職業		任命日	任期満了日
はせべ ゆきこ 長谷部 由起子	昭和32年	女	昭和55年3月 60年4月 平成6年4月 10年4月 13年11月 16年4月	東京大学法学部私法コース卒業 成蹊大学法学部助教授 成蹊大学法学部教授 学習院大学法学部教授 電気通信事業紛争処理委員会特別委員 学習院大学専門職大学院法務研究科(法科大学院)教授(現職)	平成19年11月30日	平成21年11月29日
ひぐち かずお 樋口 一夫	昭和23年	男	昭和49年3月 53年4月 平成17年11月	一橋大学法学部卒業 弁護士登録(現職) 電気通信事業紛争処理委員会特別委員	同上	同上
もり ゆみこ 森 由美子	昭和42年	女	平成2年3月 4年3月 7年3月 8年8月 13年10月 16年2月 19年4月	山口大学経済学部卒業 山口大学大学院経済学研究科修士課程修了 神戸大学大学院経済学研究科博士後期課程単位取得 神戸大学大学院経済学研究科博士後期課程退学 関東学園大学経済学部助教授 博士号(政策研究)取得 関東学園大学経済学部准教授(現職)	同上	同上
わかばやし ありさ 若林 亜理砂	昭和42年	女	平成3年3月 5年3月 11年3月 11年4月 16年4月	上智大学法学部卒業 上智大学大学院法学研究科博士前期課程修了 上智大学大学院法学研究科博士後期課程単位取得退学 静岡大学人文学部助教授 駒澤大学大学院法曹養成研究科准教授(現職)	同上	同上

(参考) 過去の委員・特別委員(敬称略)

① 委員

氏名	職業	在任期間
こうじょう としまろ 香城 敏磨	獨協大学法科大学院教授	平成13年11月30日～平成19年2月14日
たなか けんじ 田中 建二	明治大学大学院会計専門職研究科教授	平成13年11月30日～平成19年11月29日
もりなが のりひこ 森永 規彦	広島国際大学工学部長	同上
よしおか むつこ 吉岡 睦子	弁護士	同上

② 特別委員

氏名	職業	在任期間
とうかい みきお 東海 幹夫	青山学院大学経営学部教授	平成 13 年 11 月 30 日～平成 14 年 12 月 25 日
ふじもと ひろふみ 藤本 博史	裁判官	平成 13 年 11 月 30 日～平成 17 年 10 月 7 日
はまたに かずお 濱谷 和生 (土佐) (注)「土佐」は通称	甲南大学法学部教授	平成 13 年 11 月 30 日～平成 17 年 11 月 29 日
あさい すみこ 浅井 澄子	大妻女子大学社会情報学部准教授	平成 13 年 11 月 30 日～平成 19 年 11 月 29 日
ふじわら ひろたか 藤原 宏高	弁護士	同上
おぼた ひろし 尾畑 裕	一橋大学大学院商学研究科教授	平成 15 年 1 月 8 日～平成 19 年 1 月 7 日 平成 19 年 2 月 16 日～平成 19 年 11 月 29 日
わくい まさこ 和久井 理子	大阪市立大学大学院法学研究科准教授	平成 17 年 11 月 30 日～平成 19 年 11 月 29 日

※ 職業については、在任期間中のものである。

2 事務局概要

電気通信事業紛争処理委員会には、電気通信事業法第152条の規定によりその事務をするための事務局が設置されており、次のとおり事務局長その他の職員が置かれている。これらの職員は、委員長の命を受けて職務を遂行し、事務局長は、その中で局務を掌理する。

		任 命 日
事 務 局 長：	ひらやま まこと 平山 眞	平成19年 7月10日
参 事 官：	もとおか とおる 元岡 透	平成19年 7月10日
紛争処理調査官：	そえじま かずのり 副島 一則	平成18年 8月 1日
上席調査専門官：	ふくだ まさき 福田 雅樹	平成19年 7月17日
(同上)：	こもり かずひで 小森 一秀	平成19年 7月17日
(同上)：	さとう なおや 佐藤 尚哉	平成19年12月 1日

(参考) 過去の事務局役職者

役 職	氏 名	在任期間
事 務 局 長	森 清	平成13年11月30日～平成14年 8月 1日
	武智 健二	平成14年 8月 2日～平成16年 1月 5日
	笹本 健	平成16年 1月 6日～平成17年 1月10日
	川崎 茂	平成17年 1月11日～平成17年 8月14日
	阪本 和道	平成17年 8月15日～平成18年 9月14日
	村木 裕隆	平成18年 9月15日～平成19年 7月 5日
参 事 官	上條 昇	平成15年 4月 1日～平成16年 1月 5日
	木村 順吾	平成16年 1月 6日～平成17年 8月14日
	吉田 真人	平成17年 8月15日～平成19年 2月28日
	南 俊行	平成19年 3月 1日～平成19年 7月 9日
紛争処理調査官	吉田 真人	平成13年11月30日～平成14年 8月 1日
	木村 順吾	平成14年 8月 2日～平成16年 1月 5日
	長瀬 洋英	平成16年 1月 6日～平成16年 6月15日
	椿 泰文	平成16年 8月30日～平成18年 7月31日

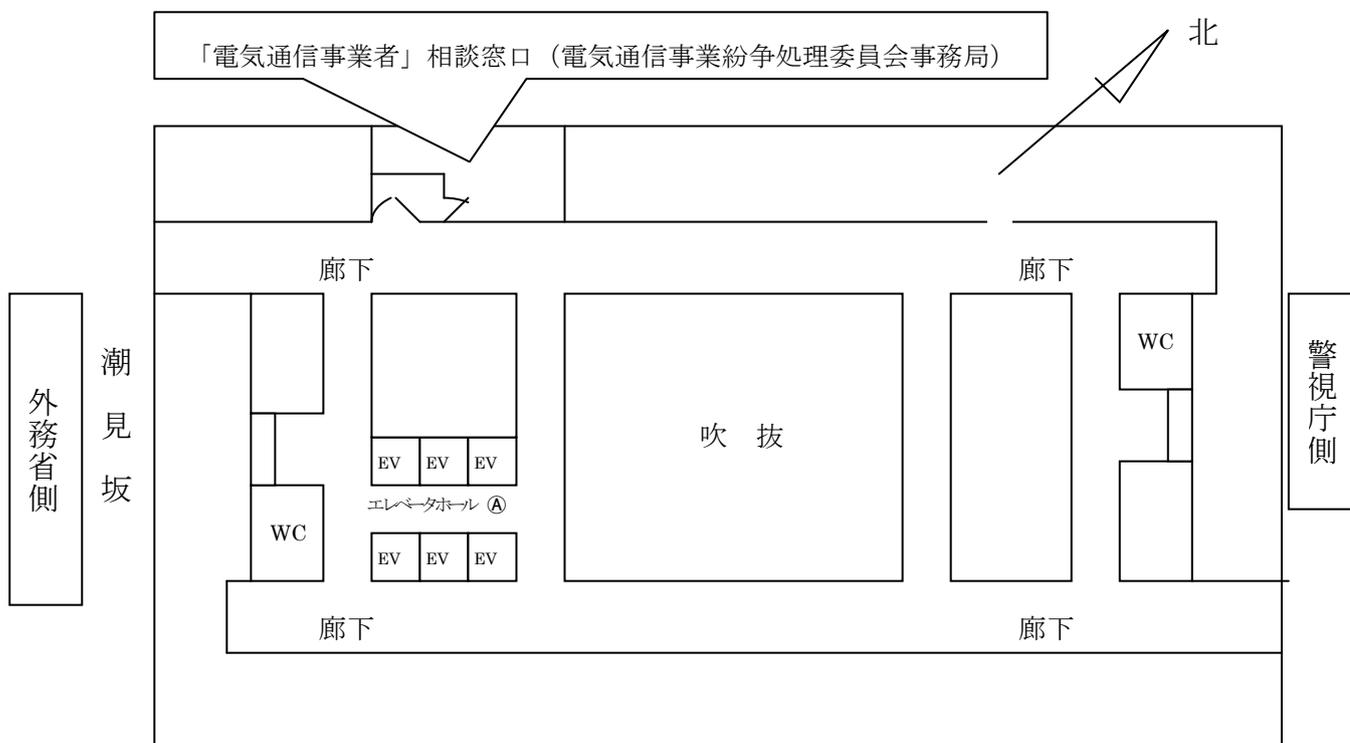
所在地

〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2 中央合同庁舎第2号館 4階
 交通(地下鉄) 丸ノ内線・日比谷線・千代田線「霞ヶ関」駅下車(地下A2出口)
 有楽町線「桜田門」駅下車

【電気通信事業紛争処理委員会事務局の位置】



【中央合同庁舎第2号館4階フロア図】



桜田通り (国道1号線)

※ 地下1階又は1階のエレベータホールAからエレベータにて連絡

3 連絡窓口一覧

対 象	担 当	連絡先
○ 無線局を開設しようとする者等と既存の無線局免許人等との間の紛争に関する一般的な相談 (紛争処理に関する法令・先例等の情報提供、適切な紛争解決方策の助言などあつせん・仲裁の申請に関する情報も提供しています。)	「電気通信事業者」相談窓口 (電気通信事業紛争処理委員会事務局)	〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2 中央合同庁舎第 2 号館 電 話 : 03-5253-5500 ファクシミリ : 03-5253-5197 e-mail : soudan@ml.soumu.go.jp
○ あつせん・仲裁の申請	総合通信基盤局 総務課	〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2 中央合同庁舎第 2 号館 電 話 : 03-5253-5827 ファクシミリ : 03-5253-5830

※申請経由窓口

総合通信局等	窓口課等	管轄区域
北海道総合通信局 〒060-8795 札幌市北区北 8 条西 2-1-1 札幌第 1 合同庁舎	総務部総務課 電 話 : 011-709-2311 (内線 4602) ファクシミリ : 011-709-2481	北海道
東北総合通信局 〒980-8795 仙台市青葉区本町 3-2-23 仙台第 2 合同庁舎	総務部総務課 電 話 : 022-221-0602 ファクシミリ : 022-221-0614	青森県、岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、福島県
関東総合通信局 〒102-8795 東京都千代田区九段南 1-2-1 九段第 3 合同庁舎	総務部総務課 電 話 : 03-6238-1623 ファクシミリ : 03-6238-1629	茨城県、栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、東京都、 神奈川県、山梨県
信越総合通信局 〒380-8795 長野市旭町 1108 長野第 1 合同庁舎	総務部総務課 電 話 : 026-234-9963 ファクシミリ : 026-234-4222	新潟県、長野県
北陸総合通信局 〒920-8795 金沢市広坂 2-2-60 金沢広坂合同庁舎	総務部総務課 電 話 : 076-233-4412 ファクシミリ : 076-233-4419	富山県、石川県、福井県

総合通信局等	窓口課等	管轄区域
東海総合通信局 〒461-8795 名古屋市東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館	総務部総務課 電 話：052-971-9105 ファクシミリ：052-971-9393	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿総合通信局 〒540-8795 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館	総務部総務課 電 話：06-6942-8505 ファクシミリ：06-6942-1849	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国総合通信局 〒730-8795 広島市中区東白島町19-36	総務部総務課 電 話：082-222-3304 ファクシミリ：082-221-0075	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国総合通信局 〒790-8795 松山市宮田町8-5	総務部総務課 電 話：089-936-5011 ファクシミリ：089-936-5007	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州総合通信局 〒860-8795 熊本市二の丸1-4	総務部総務課 電 話：096-326-7806 ファクシミリ：096-356-3523	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄総合通信事務所 〒900-8797 那覇市東町26-29	総務課総務担当 電 話：098-865-2301 ファクシミリ：098-865-2311	沖縄県

第Ⅱ部 關係資料

電気通信事業紛争処理委員会関係資料

(頁)

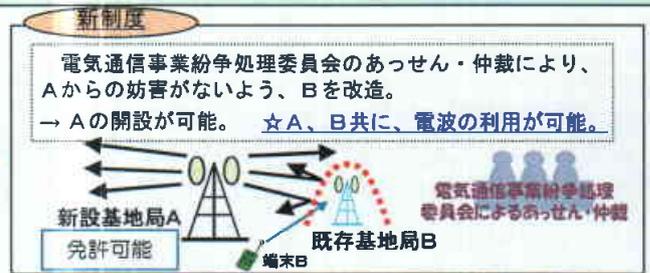
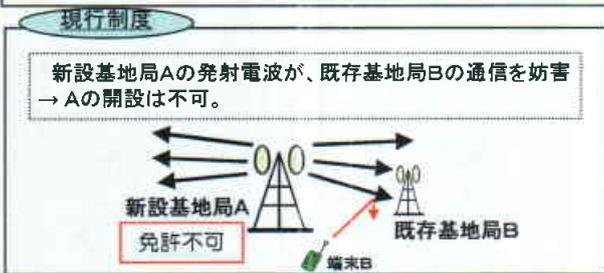
○無線局の開設等に係るあっせん・仲裁制度の導入について …資料－ 1

○用語解説 …資料－ 5

・ 周波数が逼迫する中、新システムの導入に際して必要な、電波の混信を防止するための既存の無線局等との調整が1年から2年半に長期化する事例が発生、迅速な新サービスの提供が困難となる虞がある。

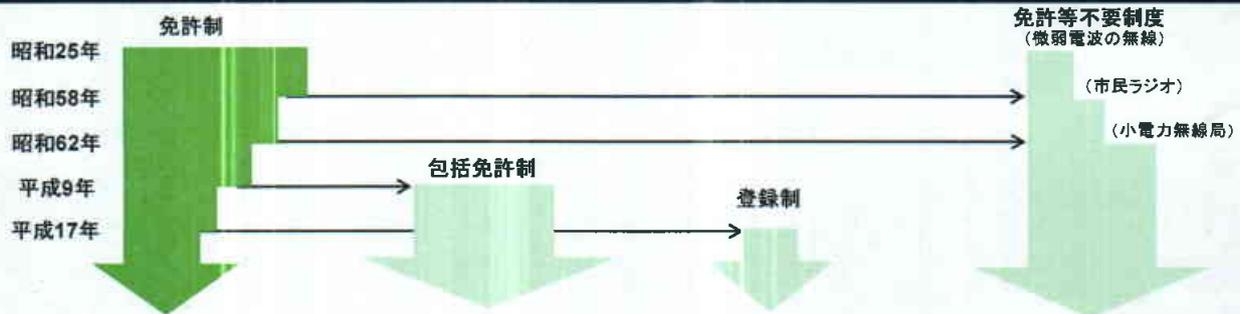
電波法の一部改正(平成20年4月1日施行)

- あっせん・仲裁の制度を創設し、無線局を新設する場合等に行う既存無線局との混信防止に関する協議を促進。
 - あっせん・仲裁の主体は、電気通信事業紛争処理委員会とする。
 - あっせん・仲裁の手続を行うことができる無線局は、次のとおり。
 - ・ 電気通信業務の用に供する無線局
 - ・ 放送の業務の用に供する無線局
 - ・ 地方公共団体の防災行政事務の用に供する無線局
 - ・ 電気事業に係る電気の供給の業務の用に供する無線局
 - ・ 鉄道事業に係る列車の運行の業務の用に供する無線局
 - ・ ガス事業に係るガスの供給の業務の用に供する無線局
 - ・ MCA陸上移動通信業務の用に供する無線局
- ※ あっせん・仲裁等による既存無線局との調整の結果、契約を締結したときは、その内容を免許等申請に際して提出することとする。
- ※ 無線局の免許人等は、混信防止に関する協議の申入れがあったときは、電波の公平かつ能率的な利用を確保する見地から、誠実に協議を行うとともに、相当の期間内に当該協議が調うよう努めなければならないこととする。
(無線局運用規則の一部改正)

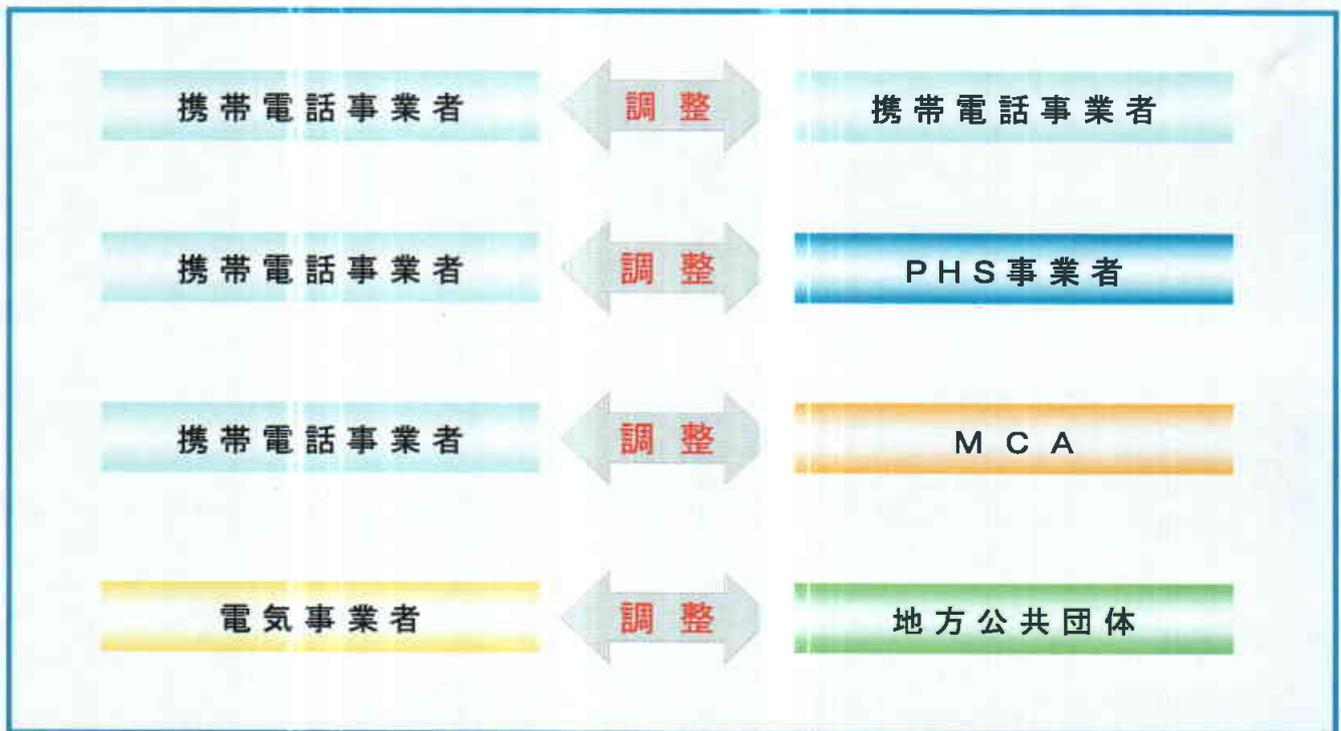
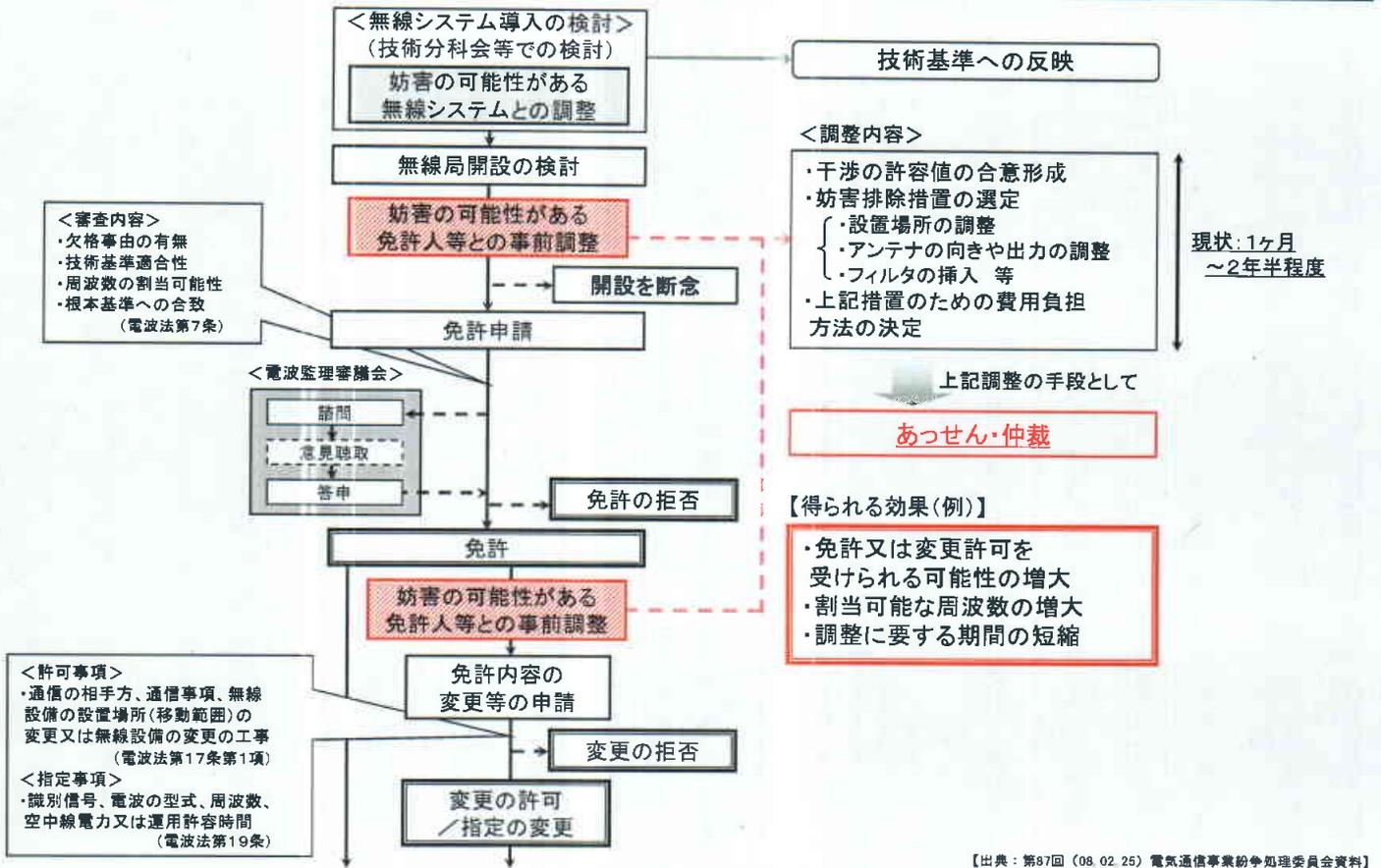


【出典：第87回(08.02.25)電気通信事業紛争処理委員会資料を修正】

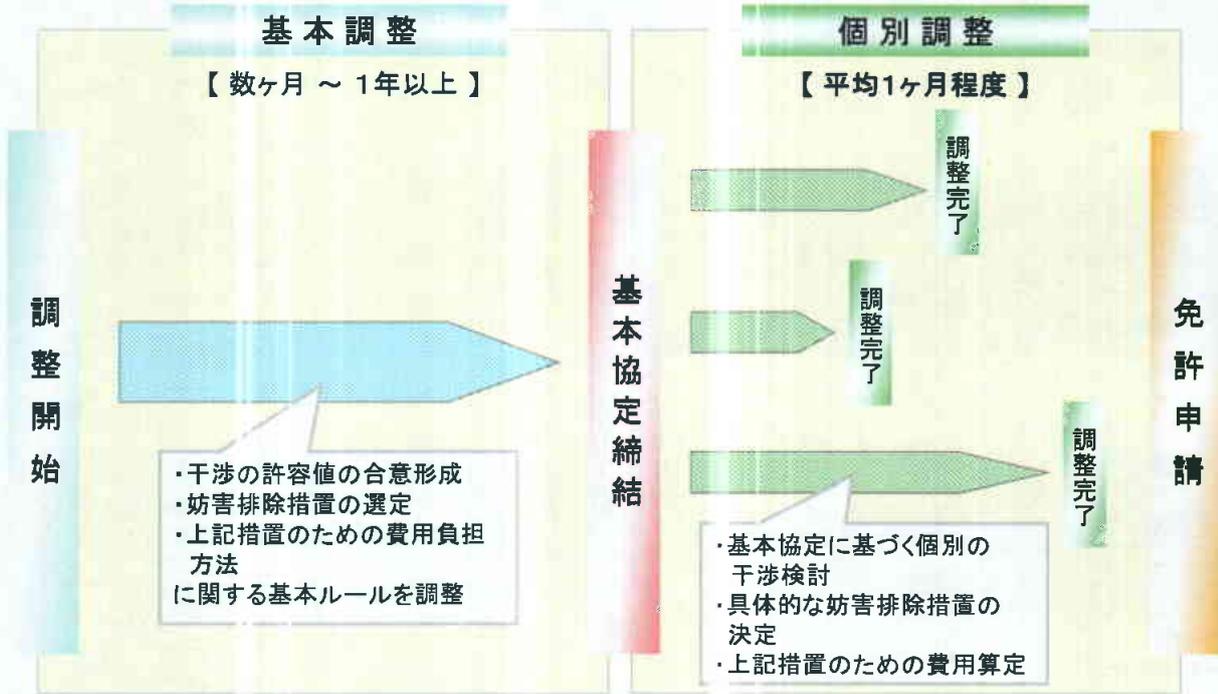
[参考①] 無線局の開設手続



	①免許	②包括免許	③登録	④免許・登録の不要なもの (微弱電波の無線)	
特徴	個々の無線局としての監理が必要な無線局	基地局等に電波の発射が制御される無線局で、同一規格の無線局を複数開設する場合(技術基準適合表示)	高出力で電波が届く範囲は広いが、混信防止の機能を有すること等により、混信排除が可能な無線局(技術基準適合表示)	空中線電力が10mW以下で、電波が届く範囲が限られる無線局(技術基準適合表示)	発射する電波が著しく微弱な無線局
開設審査	・欠格事由の有無 ・技術基準適合性 ・周波数の割当可能性 ・無線局の開設の根本的基準への合致 ・財政的基礎(放送をする無線局に限る。)	・欠格事由の有無 ・周波数の割当可能性 ・無線局の開設の根本的基準への合致	・欠格事由の有無 ・周波数割当計画への適合性等	-	-
主な用途	・携帯電話基地局 ・人工衛星局 ・航空機局 ・船舶局 ・TV/ラジオ放送局	・携帯電話端末 ・業務用無線(共同利用型) ・VSAT地球局	・無線LAN(高出力)の基地局等 ・PHS基地局(10mW以下) ・電子タグの読み取り機(高出力)	・コードレス電話 ・無線LAN(低出力) ・ワイヤレスマイク(ラジオマイク) ・自動車レーダ ・電子タグの読み取り機(低出力)	・キーレスエントリー ・コードレスマウス
無線局数 (平成19年12月末)	約350万局 (約3.3%)	約1億251万局 (約96.7%)	4,359局 (約0.0%)	不明	不明
年間件数 (平成18年)	約150万件	7,334件	1,605件	-	-

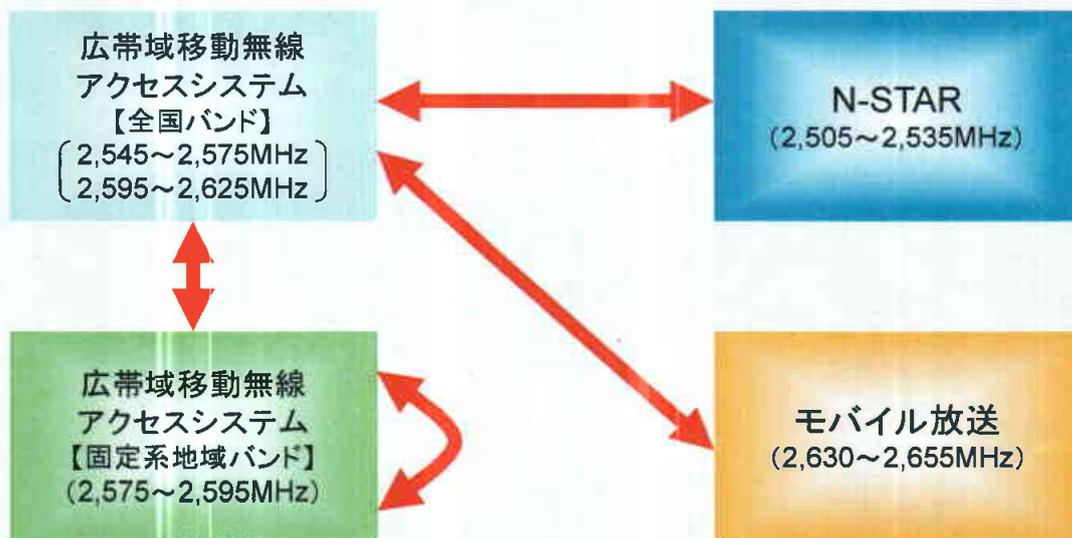


- 携帯電話事業者やPHS事業者においては、混信防止のための基本的ルールを調整し、協定を締結。
- 当該協定に基づいて個別の基地局ごとに干渉を検討、必要に応じて個別に措置。



【出典：第87回（08.02.25）電気通信事業紛争処理委員会資料】

広帯域移動無線アクセスシステム
(WiMAX、次世代PHS)



無線局の開設等に際して既存無線局との間で行われる調整が難航する場合には、概ね大半は次の3つの論点について意見が衝突している模様。

・干渉許容レベルについての認識差の調整

・妨害回避策の選定

(出力の低減、アンテナの方向の変更、干渉低減フィルタの追加、周波数変更等から選定)

・上記回避策のための費用の負担方法の決定

(「通信・放送の総合的な法体系に関する研究会」事務局アンケート・ヒアリング結果による。)

【出典：第87回 (08.02.25) 電気通信事業紛争処理委員会資料】

[参考⑦] 無線局等間の調整事項と申請手続等との関係(免許局間の場合)

無線局等間の調整対象となるのは、無線設備(工事設計)や免許状記載事項に係る事項が多く、調整の結果、これらに変更が生じる場合には、無線局開設の免許等又は変更許可等の手続が必要となる。

調整事項	免許状記載事項			工事設計/無線設備 (§6I⑦等、§17)				運用上の取り決め
	設置場所 (§6I④、§17)	指定事項 (§6I⑤等、§19)		空中線			送信機	
		空中線電力	周波数	運用許容時間	型式名	利得		
離隔距離をとる	○							
アンテナの向きの変更		○				○		
アンテナの種類変更 (例:指向特性を強いものに変更)		○		○	○			
フィルタの挿入							○	
空中線電力を下げる		○					○	○
周波数の変更			○				○	
運用時間が重ならないようにする								○

〈例〉「主輻射の角度が北から〇度方向」と指定

〈例〉空中線電力について実効輻射電力の指定

〈例〉無線設備系統図に帯域通過フィルタを記載

〈例〉空中線電力の許容偏差内に限り、一時的に空中線電力を下げる

〈例〉A局には「午前」、B局には「午後」と運用時間を指定

〈例〉関係免許人間の取り決め等に基づき、弾力的に調整

用語解説

索引	用語	用語解説
か	感度抑圧	電波干渉の形態の一つで、受信機において希望波（受信機が目的とする電波）と近接する周波数の電波が強い場合に、希望波の正常な受信が抑制されること。 感度抑圧に対しては、一般的には、受信側にフィルタを挿入するなどの対策がとられる。
く	空中線	アンテナのこと。空間に電波として電力を放射し、又は空間を伝搬している電波を吸収して電力を得る装置。
こ	混信	他の無線局の正常な業務の運行を妨害する電波の発射、輻射又は誘導をいう（電波法施行規則第2条第64号）。
	広帯域移動無線	（「BWA」の項を参照）
し	周波数	電波、音波などの1秒間の振動数。 その単位は、以前はサイクルで表記されたが、現在はヘルツ (Hz) で統一されている。
す	スプリアス発射	必要周波数帯外における1又は2以上の周波数の電波の発射であって、そのレベルを情報の伝送に影響を与えないで低減することができるものをいい、帯域外発射を含まないものとする（電波法施行規則第2条第63号）。 （⇔「帯域外発射」の項を参照）
せ	セル	移動通信システムにおいて、一つの基地局から発射される電波が届くエリア、ゾーン。 小さなゾーンが集まってサービス地域をカバーする様子が細胞 (cell) を連想させるため、セルと呼ばれる。
た	帯域外発射	必要周波数帯に近接する周波数の電波の発射で情報の伝送のための変調の過程において生ずるものをいう（電波法施行規則第2条第63の2号）。
	第3世代携帯電話	ITU（国際電気通信連合）の定めた「IMT-2000」規格に準拠したデジタル方式の携帯電話。 アナログ方式の第1世代携帯電話、デジタル方式の最初的方式である第2世代携帯電話に続く携帯電話の方式であり、我が国ではNTT DoCoMoの「FOMA」シリーズ、auの「CDMA2000 1x」、「CDMA 1x WIN」シリーズ、SoftBankの「SoftBank 3G」シリーズなどが該当する。
	第4世代携帯電話	2010年頃の標準化を目指してITU（国際電気通信連合）において検討されている第3世代携帯電話の後継システム。2005年10月に名称を「IMT-Advanced」とすることで合意がされた。 高速移動時で100Mbps、静止時や低速移動時で1Gbpsの伝送速度を実現することを目標としている。
ち	超広帯域無線	（「UWB無線システム」の項を参照）
て	電波遮へい	高速道路等のトンネルや地下街等の閉塞地域といった人工的な構築物により、携帯電話等の通信サービスに利用される電波が遮へいされて、通信サービスに障害が発生すること。
ふ	フィルタ	無線通信において、希望する周波数帯域の信号を通過させたり、阻止する装置。 電波の干渉を回避するためにも用いられ、干渉を与える側の無線機又は受信機に挿入される。

ふ	フェムトセル	一つの携帯電話基地局が、オフィスや宅内といった半径数メートル～数十メートル程度の非常に狭いエリア・セルをカバーするシステム。 「フェムト」は1000兆分の1を表す数の単位であり、非常に小さいことを示している。
	不要発射	スプリアス発射及び帯域外発射をいう（電波法施行規則第2条第63の3号）。
ほ	防災行政無線	地震、火災、天災等の発生時等において、国、地方自治体等の公共機関が円滑な防災情報の伝達等を行うことを目的とした無線通信。
ま	マイクロセル	移動無線システムにおける半径が数百mのセル。 具体的には、PHSのセルなどが該当し、通常の携帯電話のセルに比べてセルの半径が小さいため、マイクロセルと呼ばれる。 （⇒「マクロセル」、「フェムトセル」の項を参照）
	マクロセル	移動無線システムにおける規模大きなセル。 携帯電話において、セルの半径は1.5km～数kmで、PHSなどのセルに比べて大きいため、マクロセルと呼ばれる。 （⇒「マイクロセル」、「フェムトセル」の項を参照）
む	無線従事者	無線設備の操作又はその監督を行う者であって、総務大臣の免許を受けたものをいう（電波法第2条第6号）。 無線局の無線設備の操作は、簡易な操作であって総務省令（電波法施行規則第33条）で定めるものを除き、無線従事者又は主任無線従事者の監督を受けた者でなければ行ってはならない。
	無線設備	無線電信、無線電話その他電波を送り、又は受けるための電氣的設備をいう（電波法第2条第4号）。 ※ 無線電信及び無線電話は電波法第2条を参照。
	無線局	無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。但し、受信のみを目的とするものを含まない（電波法第2条第5号）。
	無線LAN	無線を使って構築されるLAN（Local Area Network）。 通信方式は、2.4GHz帯を用いるIEEE802.11b（最大伝送速度11Mbps）や、5.2GHz帯を用いるIEEE802.11a（最大伝送速度54Mbps）等がある。
B	BWA	Broadband Wireless Accessの略。広帯域移動無線アクセス。屋外や移動環境下でブロードバンドアクセスを可能にする無線システムの総称。
F	FMC	Fixed-Mobile Convergenceの略。固定通信（Fixed）と移動通信（Mobile）の間で、料金請求、端末、ネットワークなどを組み合わせてサービスを提供すること。
M	MCA	Multi-Channel Accessの略。1つの制御局から発する複数の周波数を多数のユーザが利用することで周波数の有効利用を図る無線システム。 MCAでは、通信に際しては多数のチャンネルの中から空きチャンネルを自動的に選択する。
U	UWB無線システム	Ultra Wide Bandの略。無線通信の方式の一つで、広帯域の周波数を利用した無線通信技術。データ通信に加え、位置測定やレーダーの機能も併せ持っている。
W	WiMax	Worldwide Interoperability for Microwave Accessの略。数km～数10km程度の広範囲をカバーし、最大75Mbps（20MHz帯）の高速通信が可能な無線通信規格。

関係法令集成

	(頁)
○電波法(昭和25年法律第131号)(抄)	…法令 1
○電気通信事業法(昭和59年法律第86号)(抄)	…法令 4
○総務省設置法(平成11年法律第91号)(抄)	…法令 7
○国家公務員法(昭和22年法律第120号)(抄)	…法令 8
○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成16年法律第151号)(抄)	…法令 9
○民法(明治29年法律第89号)(抄)	…法令 10
○仲裁法(平成15年法律第138号)(抄)	…法令 11
○民事訴訟法(平成8年法律第109号)(抄)	…法令 22
○民事執行法(昭和54年法律第4号)(抄)	…法令 22
<hr/>	
○電気通信事業紛争処理委員会令(平成13年政令第362号)	…法令 23
<hr/>	
○電波法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第14号)(抄)	…法令 26
○無線局運用規則(昭和25年電波監理委員会規則第17号)(抄)	…法令 28
○電気通信事業紛争処理委員会事務局組織規則(平成13年総務省令第154号)	…法令 29
○電気通信事業紛争処理委員会手続規則(平成13年総務省令第155号)	…法令 30
<hr/>	
○電気通信事業紛争処理委員会運営規程 (平成13年電気通信事業紛争処理委員会決定第1号)	…法令 34
○電気通信事業紛争処理委員会仲裁準則 (平成15年電気通信事業紛争処理委員会決定第3号)	…法令 38

○電波法(昭和二十五年法律第三百一十一号)(抄)

(目的)

第一条 この法律は、電波の公平且つ能率的な利用を確保することによつて、公共の福祉を増進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律及びこの法律に基づく命令の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。

一 「電波」とは、三百万メガヘルツ以下の周波数の電磁波をいう。

二 「無線電信」とは、電波を利用して、符号を送り、又は受けるための通信設備をいう。

三 「無線電話」とは、電波を利用して、音声その他の音響を送り、又は受けるための通信設備をいう。

四 「無線設備」とは、無線電信、無線電話その他電波を送り、又は受けるための電氣的設備をいう。

五 「無線局」とは、無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。但し、受信[※]のみを目的とするものを含まない。

六 「無線従事者」とは、無線設備の操作又はその監督を行う者であつて、総務大臣の免許を受けたものをいう。

※ 本法施行規則第五条

(無線局の開設)

第四条 無線局を開設しようとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる無線局については、この限りでない。

一 発射する電波が著しく微弱な無線局で総務省令^{※1}で定めるもの

二 二十六・九メガヘルツから二十七・二メガヘルツまでの周波数の電波を使用し、かつ、空中線電力が〇・五ワット以下である無線局のうち総務省令^{※2}で定めるものであつて、第三十八条の七第一項(第三

十八條の三十一第四項において準用する場合を含む。)、第三十八條の二十六(第三十八條の三十一第六項において準用する場合を含む。)

又は第三十八條の三十五の規定により表示が付されている無線設備(第三十八條の二十三第一項(第三十八條の二十九、第三十八條の三十一第四項及び第六項並びに第三十八條の三十八において準用する場合を含む。))の規定により表示が付されていないものとみなされたものを除く。以下「適合表示無線設備」という。)のみを使用するもの

三 空中線電力が〇・〇ワット以下である無線局のうち総務省令^{※3}で定めるものであつて、次條の規定により指定された呼出符號又は呼出名稱を自動的に送信し、又は受信する機能その他総務省令^{※4}で定める機能を有することにより他の無線局にその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することができるもので、かつ、適合表示無線設備のみを使用するもの

四 第二十七條の十八第一項の登録を受けて開設する無線局(以下「登録局」という。)

※1 本法施行規則第六條第一項

※2 同規則第六條第三項

※3 同規則第六條第四項

※4 同規則第六條の二、無線設備規則第九條の四

(免許の申請)

第六條 無線局の免許を受けようとする者は、申請書に、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

一〜八 (略)

九 他の無線局の第十四条第二項第二号の免許人又は第二十七条の二十
三第一項の登録人（以下「免許人等」という。）との間で混信その他
の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結しているとき
は、その契約の内容

2～8 (略)

(免許状)

第十四条 (略)

2 免許状には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 (略)

二 免許人（無線局の免許を受けた者をいう。以下同じ。）の氏名又は
名称及び住所

三 十一 (略)

3 (略)

(無線局に関する情報の公表等)

第二十五条 総務大臣は、無線局の免許又は第二十七条の十八第一項の登
録（以下「免許等」という。）をしたときは、総務省令^{※1}で定める無
線局を除き、その無線局の免許状又は第二十七条の二十二第一項の登録
状（以下「免許状等」という。）に記載された事項のうち総務省令^{※2}
で定めるものをインターネットの利用その他の方法により公表する。

2・3 (略)

※1 本法施行規則第十一条の二

※2 同規則第十一条

(登録)

第二十七条の十八 電波を発射しようとする場合において当該電波と周波

数を同じくする電波を受信することにより一定の時間自己の電波を発射
しないことを確保する機能を有する無線局その他無線設備の規格（総務
省令^{※1}で定めるものに限る。以下同じ。）を同じくする他の無線局の
運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用すること
のできる無線局のうち総務省令^{※2}で定めるものであつて、適表示無
線設備のみを使用するものを総務省令^{※3}で定める区域内に開設しよう
とする者は、総務大臣の登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、
次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 開設しようとする無線局の無線設備の規格

三 無線設備の設置場所

四 周波数及び空中線電力

3 前項の申請書には、開設の目的その他総務省令^{※4}で定める事項（他
の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するために必要な
措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内容を含む。第二
十七条の二十九第三項において同じ。）に記載した書類を添付しなけれ
ばならない。

※1 本法施行規則第一七条

※2 同規則第一六条

※3 同規則第一八条

※4 無線局免許手続規則第二十五条の十

(変更登録等)

第二十七条の二十三 登録人（第二十七条の十八第一項の登録を受けた者
をいう。以下同じ。）は、同条第二項第三号又は第四号に掲げる事項を
変更しようとするときは、総務大臣の変更登録を受けなければならない。

ただし、総務省令[※]で定める軽微な変更については、この限りでない。

254 (略)

※ 本法施行規則第十九条

(電気通信事業紛争処理委員会によるあつせん及び仲裁)

第二十七条の三十五 免許等を受けて無線局(電気通信業務その他の総務省令^{※1}で定める業務を行うことを目的とするものに限る。以下この条において同じ。)を開設し、又は免許等を受けた無線局に関する周波数その他の総務省令^{※2}で定める事項を変更しようとする者が、当該無線局の開設又は無線局に関する事項の変更により混信その他の妨害を与えるおそれがある他の無線局の免許人等に対し、妨害を防止するために必要な措置に関する契約の締結について協議を申し入れたにもかかわらず、当該他の無線局の免許人等が協議に応じず、又は協議が調わないときは、当事者は、電気通信事業紛争処理委員会(電気通信事業法第百四十四条第一項に規定する電気通信事業紛争処理委員会をいう。第三項及び第五項において「委員会」という。)に対し、あつせんを申請することができる。

2 電気通信事業法第百五十四条第二項から第六項までの規定は、前項のあつせんについて準用する。この場合において、同条第六項中「第三十五条第一項若しくは第二項の申立て、同条第三項の規定による裁定の申請又は次条第一項」とあるのは、「電波法第二十七条の三十五第三項」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定による協議が調わないときは、当事者の双方は、委員会に対し、仲裁を申請することができる。

4 電気通信事業法第百五十五条第二項から第四項までの規定は、前項の仲裁について準用する。

5 第一項又は第三項の規定により委員会に対してするあつせん又は仲裁

の申請は、総務大臣を経由してしなければならない。

※1 本法施行規則第二十条の二

※2 同規則第二十条の三

(政令への委任)

第二十七条の三十六 前条に規定するもののほか、あつせん及び仲裁の手續に關し必要な事項は、政令[※]で定める。

※ 電気通信事業紛争処理委員会令

○電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、電気通信事業の公共性にかんがみ、その運営を適正かつ合理的なものとするとともに、その公正な競争を促進することにより、電気通信役務の円滑な提供を確保するとともにその利用者の利益を保護し、もつて電気通信の健全な発達及び国民の利便の確保を図り、公共の福祉を増進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 電気通信 有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響又は影像を送り、伝え、又は受けることをいう。
- 二 電気通信設備 電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備をいう。
- 三 電気通信役務 電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の通信の用に供することをいう。
- 四 電気通信事業 電気通信役務を他人の需要に応ずるために提供する事業（放送法（昭和二十五年法律第三十二号）第五十二条の十第一項に規定する受託放送役務、有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律（昭和二十六年法律第三十五号）第二条に規定する有線ラジオ放送、有線放送電話に関する法律（昭和三十二年法律第五十二号）第二条第一項に規定する有線放送電話役務、有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第一百四十四号）第二条第一項に規定する有線テレビジョン放送及び同法第九条の規定による有線テレビジョン放送施設の使用の承諾に係る事業を除く。）をいう。

- 五 電気通信事業者 電気通信事業を営むことについて、第九条の登録を受けた者及び第十六条第一項の規定による届出をした者をいう。
- 六 電気通信業務 電気通信事業者の行う電気通信役務の提供の業務をいう。

（設置及び権限）

- 第一百四十四条 総務省に、電気通信事業紛争処理委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- 2 委員会は、この法律及び電波法の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

（組織）

- 第一百四十五条 委員会は、委員五人をもつて組織する。
- 2 委員は、非常勤とする。ただし、そのうち二人以内は、常勤とすることができる。

（委員長）

- 第一百四十六条 委員会に、委員長を置き、委員の互選により選任する。
- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
 - 3 委員会は、あらかじめ、委員長に事故があるときにその職務を代理する委員を定めておかなければならない。

（委員の任命）

- 第一百四十七条 委員は、電気通信事業又は電波の利用に関して優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、総務大臣が任命する。
- 2 委員の任期が満了し、又は欠員が生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、総

務大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならぬ。この場合において、両議院の事後の承認得られないときは、総務大臣は、直ちに、その委員を罷免しなければならない。

(任期)

第四百四十八条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(委員の罷免)

第四百四十九条 総務大臣は、委員が心身の故障のため職務の遂行ができなると認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。

(委員の服務)

第五百十条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

3 常勤の委員は、在任中、総務大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならない。

(委員の給与)

第五百十一条 委員の給与は、別に法律で定める。

(事務局)

第五百十二条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

(政令への委任)

第五百十三条 この節に規定するもののほか、委員会に関し必要な事項は、政令[※]で定める。

※ 電気通信事業紛争処理委員会令

(電気通信設備の接続に関するあつせん)

第五百十四条 (略)

2 委員会は、事件がその性質上あつせんをするのに適当でないと認めるとき、又は当事者が不当な目的のみだりにあつせんの申請をしたと認めるときを除き、あつせんを行うものとする。

3 委員会によるあつせんは、委員会の委員その他の職員(委員会があらかじめ指定する者に限る。次条第三項において同じ。)のうちから委員会が事件ごとに指名するあつせん委員が行う。

4 あつせん委員は、当事者間をあつせんし、双方の主張の要点を確かめ、事件が解決されるように努めなければならない。

5 あつせん委員は、当事者から意見を聴取し、又は当事者に対し報告を求め、事件の解決に必要なあつせん案を作成し、これを当事者に提示することができる。

6 あつせん委員は、あつせん中の事件について、当事者が第三十五条第一項若しくは第二項の申立て、同条第三項の規定による裁定の申請又は次条第一項の規定による仲裁の申請をしたときは、当該あつせんを打ち切るものとする。

(電気通信設備の接続に関する仲裁)

第百五十五条 (略)

2 委員会による仲裁は、三人の仲裁委員が行う。

3 仲裁委員は、委員会の委員その他の職員のうちから当事者が合意によつて選定した者につき、委員会が指名する。ただし、当事者の合意による選定がなされなかつたときは、委員会の委員その他の職員のうちから委員会が指名する。

4 仲裁については、この条に別段の定めがある場合を除いて、仲裁委員を仲裁人とみなして、仲裁法(平成十五年法律第百三十八号)の規定を準用する。

○総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、総務省の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定めることを目的とする。

第八条 （略）

2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより総務省に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、次のとおりとする。

国地方係争処理委員会

電気通信事業紛争処理委員会

電波監理審議会

独立行政法人評価委員会

第十九条 電気通信事業紛争処理委員会については、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）及び電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）並びにこれらに基づく命令の定めるところによる。

○国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）（抄）

（本人の意に反する降任及び免職の場合）

第七十八条 職員が、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、人事院規則[※]の定めるところにより、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

- 一 人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよくない場合
- 二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- 三 その他その官職に必要な適格性を欠く場合
- 四 官制若しくは定員の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合

※ 人事院規則一一四

（懲戒の場合）

第八十二条 職員が、次の各号のいずれかに該当する場合においては、これに対し懲戒処分として、免職、停職、減給又は戒告の処分をすることができる。

- 一 この法律若しくは国家公務員倫理法又はこれらの法律に基づく命令（国家公務員倫理法第五条第三項の規定に基づく訓令及び同条第四項の規定に基づく規則を含む。）に違反した場合
- 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合
- 三 国民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合

（秘密を守る義務）

第一百条 職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。そ

の職を退いた後といえども同様とする。

（政治的行為の制限）

第一百零二条 職員は、政党又は政治的目的のために、寄附金その他の利益を求め、若しくは受領し、又は何らの方法を以てするを問わず、これらの行為に関与し、あるいは選挙権の行使を除く外、人事院規則[※]で定める政治的行為をしてはならない。

- 2 職員は、公選による公職の候補者となることができない。
- 3 職員は、政党その他の政治的団体の役員、政治的顧問、その他これらと同様な役割をもつ構成員となることができない。

※ 人事院規則一四一七

（私企業からの隔離）

第一百三十三条 職員は、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業（以下営利企業という。）を営むことを目的とする会社その他の団体の役員、顧問若しくは評議員の職を兼ね、又は自ら営利企業を営んではならない。

2 前項の規定は、人事院規則[※]の定めるところにより、所轄庁の長の申出により人事院の承認を得た場合には、これを適用しない。

※ 人事院規則一四一四、一四一八

○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、内外の社会経済情勢の変化に伴い、裁判外紛争解決手続（訴訟手続によらずに民事上の紛争の解決をしようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいう。以下同じ。）が、第三者の専門的な知見を反映して紛争の実情に即した迅速な解決を図る手続として重要なものとなっていることにかんがみ、裁判外紛争解決手続についての基本理念及び国等の責務を定めるとともに、民間紛争解決手続の業務に関し、認証の制度を設け、併せて時効の中断等に係る特例を定めてその利便の向上を図ること等により、紛争の当事者がその解決を図るのにふさわしい手続を選択することを容易にし、もって国民の権利利益の適切な実現に資することを目的とする。

（基本理念等）

第三条 裁判外紛争解決手続は、法による紛争の解決のための手続として、紛争の当事者の自主的な紛争解決の努力を尊重しつつ、公正かつ適正に実施され、かつ、専門的な知見を反映して紛争の実情に即した迅速な解決を図るものでなければならない。

2 裁判外紛争解決手続を行う者は、前項の基本理念にのっとり、相互に連携を図りながら協力するように努めなければならない。

○民法（明治二十九年法律第八十九号）（抄）

（和解）

第六百九十五条 和解は、当事者が互いに譲歩をしてその間に存する争いをやめることを約することによって、その効力を生ずる。

（和解の効力）

第六百九十六条 当事者の一方が和解によって争いの目的である権利を有するものと認められ、又は相手方がこれを有しないものと認められた場合において、その当事者の一方が従来その権利を有していなかった旨の確証又は相手方がこれを有していた旨の確証が得られたときは、その権利は、和解によってその当事者の一方に移転し、又は消滅したものとす

○仲裁法（平成十五年法律第三百三十八号）（抄）

（趣旨）

第一条 仲裁地が日本国内にある仲裁手続及び仲裁手続に関して裁判所が行う手続については、他の法令に定めるもののほか、この法律の定めるところによる。

（定義）

第二条 この法律において「仲裁合意」とは、既に生じた民事上の紛争又は将来において生ずる一定の法律関係（契約に基づくものであるかどうかを問わない。）に関する民事上の紛争の全部又は一部の解決を一人又は二人以上の仲裁人にゆだね、かつ、その判断（以下「仲裁判断」という。）に服する旨の合意をいう。

2 この法律において「仲裁廷」とは、仲裁合意に基づき、その対象となる民事上の紛争について審理し、仲裁判断を行う一人の仲裁人又は二人以上の仲裁人の合議体をいう。

3 この法律において「主張書面」とは、仲裁手続において当事者が作成して仲裁廷に提出する書面であつて、当該当事者の主張が記載されているものをいう。

（適用範囲）

第三条 次章から第七章まで、第九章及び第十章の規定は、次項及び第八条に定めるものを除き、仲裁地が日本国内にある場合について適用する。

2 第十四条第一項及び第十五条の規定は、仲裁地が日本国内にある場合、仲裁地が日本国外にある場合及び仲裁地が定まっていない場合に適用する。

3 第八章の規定は、仲裁地が日本国内にある場合及び仲裁地が日本国外

にある場合に適用する。

（裁判所の関与）

第四条 仲裁手続に関しては、裁判所は、この法律に規定する場合に限り、その権限を行使することができる。

（裁判所の管轄）

第五条 この法律の規定により裁判所が行う手続に係る事件は、次に掲げる裁判所の管轄に専属する。

一 当事者が合意により定めた地方裁判所

二 仲裁地（一の地方裁判所の管轄区域のみに属する地域を仲裁地として定めた場合に限る。）を管轄する地方裁判所

三 当該事件の被申立人の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所

2 この法律の規定により二以上の裁判所が管轄権を有するときは、先に申立てがあつた裁判所が管轄する。

3 裁判所は、この法律の規定により裁判所が行う手続に係る事件の全部又は一部がその管轄に属しないと認めるときは、申立てにより又は職権で、これを管轄裁判所に移送しなければならない。

（任意的口頭弁論）

第六条 この法律の規定により裁判所が行う手続に係る裁判は、口頭弁論を経ないですることができる。

（裁判に対する不服申立て）

第七条 この法律の規定により裁判所が行う手続に係る裁判につき利害関係を有する者は、この法律に特別の定めがある場合に限り、当該裁判に對し、その告知を受けた日から二週間の不変期間内に、即時抗告をする

ことができる。

(仲裁地が定まっていな場合における裁判所の関与)

第八条 裁判所に対する次の各号に掲げる申立ては、仲裁地が定まっていな場合であつて、仲裁地が日本国内となる可能性があり、かつ、申立人又は被申立人の普通裁判籍(最後の住所により定まるものを除く。)の所在地が日本国内にあるときも、することができる。この場合においては、当該各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める規定を適用する。

一 第十六条第三項の申立て 同条

二 第十七条第二項から第五項までの申立て 同条

三 第十九条第四項の申立て 第十八条及び第十九条

四 第二十条の申立て 同条

2 前項の場合における同項各号に掲げる申立てに係る事件は、第五条第一項の規定にかかわらず、前項に規定する普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。

(裁判所が行う手続に係る事件の記録の閲覧等)

第九条 この法律の規定により裁判所が行う手続について利害関係を有する者は、裁判所書記官に対し、次に掲げる事項を請求することができる。

一 事件の記録の閲覧又は謄写

二 事件の記録中の電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録の複製

三 事件の記録の正本、謄本又は抄本の交付

四 事件に関する事項の証明書の交付

(裁判所が行う手続についての民事訴訟法の準用)

第十条 この法律の規定により裁判所が行う手続に関しては、特別の定め

がある場合を除き、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第十一条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定により裁判所が行う手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

(書面によつてする通知)

第十二条 (略)

2 裁判所は、仲裁手続における書面によつてする通知について、当該書面を名あて人の住所、常居所、営業所、事務所又は配達場所に配達することが可能であるが、発信人が当該配達の実を証明する資料を得ることが困難である場合において、必要があると認めるときは、発信人の申立てにより、裁判所が当該書面の送達をする旨の決定をすることができる。この場合における送達については、民事訴訟法第四百四条及び第四百十條から第四百十三條までの規定は適用しない。

3 前項の規定は、当事者間に同項の送達を行わない旨の合意がある場合には、適用しない。

4 第二項の申立てに係る事件は、第五条第一項の規定にかかわらず、同項第一号及び第二号に掲げる裁判所並びに名あて人の住所、常居所、営業所、事務所又は配達場所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。

5 (略)

6 第一項及び前項の規定は、この法律の規定により裁判所が行う手続において通知を行う場合については、適用しない。

(仲裁合意の効力等)

第十三条 仲裁合意は、法令に別段の定めがある場合を除き、当事者が和解をすることができる民事上の紛争（離婚又は離縁の紛争を除く。）を対象とする場合に限り、その効力を有する。

2 仲裁合意は、当事者の全部が署名した文書、当事者が交換した書簡又は電報（ファクシミリ装置その他の隔地者間の通信手段で文字による通信内容の記録が受信者に提供されるものを用いて送信されたものを含む。）その他の書面によってしなければならない。

3 書面によってされた契約において、仲裁合意を内容とする条項が記載された文書が当該契約の一部を構成するものとして引用されているときは、その仲裁合意は、書面によってされたものとする。

4 仲裁合意がその内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によってされたときは、その仲裁合意は、書面によってされたものとする。

5 仲裁手続において、一方の当事者が提出した主張書面に仲裁合意の内容の記載があり、これに対して他方の当事者が提出した主張書面にこれを争う旨の記載がないときは、その仲裁合意は、書面によってされたものとみなす。

6 仲裁合意を含む一の契約において、仲裁合意以外の契約条項が無効、取消しその他の事由により効力を有しないものとされる場合においても、仲裁合意は、当然には、その効力を妨げられない。

（仲裁合意と本案訴訟）

第十四条 仲裁合意の対象となる民事上の紛争について訴えが提起されたときは、受訴裁判所は、被告の申立てにより、訴えを却下しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 仲裁合意が無効、取消しその他の事由により効力を有しないとき。

二 仲裁合意に基づく仲裁手続を行うことができないとき。
三 当該申立てが、本案について、被告が弁論をし、又は弁論準備手続において申述をした後にされたものであるとき。

2 仲裁廷は、前項の訴えに係る訴訟が裁判所に係属する間においても、仲裁手続を開始し、又は続行し、かつ、仲裁判断をすることができる。

（仲裁合意と裁判所の保全処分）

第十五条 仲裁合意は、その当事者が、当該仲裁合意の対象となる民事上の紛争に関して、仲裁手続の開始前又は進行中に、裁判所に対して保全処分の申立てをすること、及びその申立てを受けた裁判所が保全処分を命ずることを妨げない。

（忌避の原因等）

第十八条 当事者は、仲裁人に次に掲げる事由があるときは、当該仲裁人を忌避することができる。

一 当事者の合意により定められた仲裁人の要件を具備しないとき。

二 仲裁人の公正性又は独立性を疑うに足りる相当な理由があるとき。

2 仲裁人を選任し、又は当該仲裁人の選任について推薦その他これに類する関与をした当事者は、当該選任後に知った事由を忌避の原因とする場合に限り、当該仲裁人を忌避することができる。

3 仲裁人への就任の依頼を受けてその交渉に応じようとする者は、当該依頼をした者に対し、自己の公正性又は独立性に疑いを生じさせるおそれのある事実の全部を開示しなければならない。

4 仲裁人は、仲裁手続の進行中、当事者に対し、自己の公正性又は独立性に疑いを生じさせるおそれのある事実（既に開示したものを除く。）の全部を遅滞なく開示しなければならない。

(忌避の手續)

第十九条 仲裁人の忌避の手續は、当事者が合意により定めるところによる。ただし、第四項に規定するものについては、この限りでない。

2 前項の合意がない場合において、仲裁人の忌避についての決定は、当事者の申立てにより、仲裁廷が行う。

3 前項の申立てをしようとする当事者は、仲裁廷が構成されたことを知った日又は前条第一項各号に掲げる事由のいずれかがあることを知った日のいずれか遅い日から十五日以内に、忌避の原因を記載した申立書を仲裁廷に提出しなければならない。この場合において、仲裁廷は、当該仲裁人に忌避の原因があると認めるときは、忌避を理由とする決定をしなければならない。

4 前三項に規定する忌避の手續において仲裁人の忌避を理由がないとする決定がされた場合には、その忌避をした当事者は、当該決定の通知を受けた日から三十日以内に、裁判所に対し、当該仲裁人の忌避の申立てをすることができる。この場合において、裁判所は、当該仲裁人に忌避の原因があると認めるときは、忌避を理由とする決定をしなければならない。

5 仲裁廷は、前項の忌避の申立てに係る事件が裁判所に係属する間においても、仲裁手續を開始し、又は続行し、かつ、仲裁判断をすることができる。

(解任の申立て)

第二十条 当事者は、次に掲げる事由があるときは、裁判所に対し、仲裁人の解任の申立てをすることができる。この場合において、裁判所は、当該仲裁人にその申立てに係る事由があると認めるときは、当該仲裁人を解任する決定をしなければならない。

一 仲裁人が法律上又は事実上その任務を遂行することができなくなつ

たとき。

二 前号の場合を除くほか、仲裁人がその任務の遂行を不当に遅滞させたとき。

(仲裁人の任務の終了)

第二十一条 仲裁人の任務は、次に掲げる事由により、終了する。

一 仲裁人の死亡

二 仲裁人の辞任

三 当事者の合意による仲裁人の解任

四 第十九条第一項から第四項までに規定する忌避の手續においてされた忌避を理由があるとする決定

五 前条の規定による仲裁人の解任の決定

2 第十九条第一項から第四項までに規定する忌避の手續又は前条の規定による解任の手續の進行中に、仲裁人が辞任し、又は当事者の合意により仲裁人が解任されたという事実のみから、当該仲裁人について第十八条第一項各号又は前条各号に掲げる事由があるものと推定してはならない。

(自己の仲裁権限の有無についての判断)

第二十三条 仲裁廷は、仲裁合意の存否又は効力に関する主張についての判断その他自己の仲裁権限(仲裁手續における審理及び仲裁判断を行う権限をいう。以下この条において同じ。)の有無についての判断を示すことができる。

2 仲裁手續において、仲裁廷が仲裁権限を有しない旨の主張は、その原因となる事由が仲裁手續の進行中に生じた場合にあつてはその後速やかに、その他の場合にあつては本案についての最初の主張書面の提出の時(口頭審理において口頭で最初に本案についての主張をする時を含む。)

までに、しなければならない。ただし、仲裁権限を有しない旨の主張の遅延について正当な理由があると仲裁廷が認めるときは、この限りでない。

3 当事者は、仲裁人を選任し、又は仲裁人の選任について推薦その他これに類する関与をした場合であっても、前項の主張をすることができる。
4 仲裁廷は、適法な第二項の主張があったときは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める決定又は仲裁判断により、当該主張に対する判断を示さなければならない。

一 自己が仲裁権限を有する旨の判断を示す場合 仲裁判断前の独立の決定又は仲裁判断
二 自己が仲裁権限を有しない旨の判断を示す場合 仲裁手続の終了決定

5 仲裁廷が仲裁判断前の独立の決定において自己が仲裁権限を有する旨の判断を示したときは、当事者は、当該決定の通知を受けた日から三十日以内に、裁判所に対し、当該仲裁廷が仲裁権限を有するかどうかについての判断を求める申立てをすることができる。この場合において、当該申立てに係る事件が裁判所に係属する場合であっても、当該仲裁廷は、仲裁手続を続行し、かつ、仲裁判断をすることができる。

(当事者の平等待遇)

第二十五条 仲裁手続においては、当事者は、平等に取り扱われなければならない。

2 仲裁手続においては、当事者は、事案について説明する十分な機会が与えられなければならない。

(仲裁手続の開始及び時効の中断)

第二十九条 (略)

2 仲裁手続における請求は、時効中断の効力を生ずる。ただし、当該仲裁手続が仲裁判断によらずに終了したときは、この限りでない。

(言語)

第三十条 仲裁手続において使用する言語及びその言語を使用して行うべき手続は、当事者が合意により定めるところによる。

2 前項の合意がないときは、仲裁廷が、仲裁手続において使用する言語及びその言語を使用して行うべき手続を定める。

3 第一項の合意又は前項の決定において、定められた言語を使用して行うべき手続については定めがないときは、その言語を使用して行うべき手続は、次に掲げるものとする。

一 口頭による手続

二 当事者が行う書面による陳述又は通知

三 仲裁廷が行う書面による決定(仲裁判断を含む。)又は通知

4 仲裁廷は、すべての証拠書類について、第一項の合意又は第二項の決定により定められた言語(翻訳文について使用すべき言語の定めがある場合にあつては、当該言語)による翻訳文を添付することを命ずることができる。

(当事者の陳述の時期的制限)

第三十一条 仲裁申立人(仲裁手続において、これを開始させるための行為をした当事者をいう。以下同じ。)は、仲裁廷が定めた期間内に、申立ての趣旨、申立ての根拠となる事実及び紛争の要点を陳述しなければならない。この場合において、仲裁申立人は、取り調べる必要があると思料するすべての証拠書類を提出し、又は提出予定の証拠書類その他の証拠を引用することができる。

2 仲裁被申立人(仲裁申立人以外の仲裁手続の当事者をいう。以下同じ。)

は、仲裁廷が定めた期間内に、前項の規定により陳述された事項についての自己の主張を陳述しなければならない。この場合においては、同項後段の規定を準用する。

3 すべての当事者は、仲裁手続の進行中において、自己の陳述の変更又は追加をすることができる。ただし、当該変更又は追加が時機に後れてされたものであるときは、仲裁廷は、これを許さないことができる。

4 前三項の規定は、当事者間に別段の合意がある場合には、適用しない。

(審理の方法)

第三十二条 仲裁廷は、当事者に証拠の提出又は意見の陳述をさせるため、口頭審理を実施することができる。ただし、一方の当事者が第三十四条第三項の求めその他の口頭審理の実施の申立てをしたときは、仲裁手続における適切な時期に、当該口頭審理を実施しなければならない。

2 前項の規定は、当事者間に別段の合意がある場合には、適用しない。

3 仲裁廷は、意見の聴取又は物若しくは文書の見分を行うために口頭審理を行うときは、当該口頭審理の期日までに相当な期間において、当事者に対し、当該口頭審理の日時及び場所を通知しなければならない。

4 当事者は、主張書面、証拠書類その他の記録を仲裁廷に提供したときは、他の当事者がその内容を知ることができるようにする措置を執らなければならない。

5 仲裁廷は、仲裁判断その他の仲裁廷の決定の基礎となるべき鑑定人の報告その他の証拠資料の内容を、すべての当事者が知ることができるようにする措置を執らなければならない。

(不熱心な当事者がいる場合の取扱い)

第三十三条 仲裁廷は、仲裁申立人が第三十一条第一項の規定に違反したときは、仲裁手続の終了決定をしなければならない。ただし、違反した

ことについて正当な理由がある場合は、この限りでない。

2 仲裁廷は、仲裁被申立人が第三十一条第二項の規定に違反した場合であっても、仲裁被申立人が仲裁申立人の主張を認めたものとして取り扱うことなく、仲裁手続を続行しなければならない。

3 仲裁廷は、一方の当事者が口頭審理の期日に出頭せず、又は証拠書類を提出しないときは、その時までには収集された証拠に基づいて、仲裁判断をすることができる。ただし、当該当事者が口頭審理に出頭せず、又は証拠書類を提出しないことについて正当な理由がある場合は、この限りでない。

4 前三項の規定は、当事者間に別段の合意がある場合には、適用しない。

(仲裁廷による鑑定人の選任等)

第三十四条 仲裁廷は、一人又は二人以上の鑑定人を選任し、必要な事項について鑑定をさせ、文書又は口頭によりその結果の報告をさせることができる。

2 前項の場合において、仲裁廷は、当事者に対し、次に掲げる行為をすることを求めることができる。

一 鑑定に必要な情報を鑑定人に提供すること。

二 鑑定に必要な文書その他の物を、鑑定人に提出し、又は鑑定人が見分をすることができるようにすること。

3 当事者の求めがあるとき、又は仲裁廷が必要と認めるときは、鑑定人は、第一項の規定による報告をした後、口頭審理の期日に出頭しなければならない。

4 当事者は、前項の口頭審理の期日において、次に掲げる行為をすることができない。

一 鑑定人に質問をすること。

二 自己が依頼した専門的知識を有する者に当該鑑定に係る事項について

て陳述をさせること。

5 前各項の規定は、当事者間に別段の合意がある場合には、適用しない。

(裁判所により実施する証拠調べ)

第三十五条 仲裁廷又は当事者は、民事訴訟法の規定による調査の囑託、証人尋問、鑑定、書証(当事者が文書を提出してするものを除く。)及び検証(当事者が検証の目的を提示してするものを除く。)であつて仲裁廷が必要と認めるものにつき、裁判所に対し、その実施を求める申立てをすることができ、ただし、当事者間にこれらの全部又は一部についてその実施を求める申立てをしない旨の合意がある場合は、この限りでない。

2 当事者が前項の申立てをするには、仲裁廷の同意を得なければならない。

3 第一項の申立てに係る事件は、第五条第一項の規定にかかわらず、次に掲げる裁判所の管轄に専属する。

一 第五条第一項第二号に掲げる裁判所

二 尋問を受けるべき者若しくは文書を所持する者の住所若しくは居所又は検証の目的の所在地を管轄する地方裁判所

三 申立人又は被申立人の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所(前二号に掲げる裁判所がない場合に限る。)

4 第一項の申立てについての決定に対しては、即時抗告をすることができ、

5 第一項の申立てにより裁判所が当該証拠調べを実施するに当たり、仲裁人は、文書を読誦し、検証の目的を検証し、又は裁判長の許可を得て証人若しくは鑑定人(民事訴訟法第二百十三条に規定する鑑定人という。)に対して質問をすることができ、

6 裁判所書記官は、第一項の申立てにより裁判所が実施する証拠調べに

ついて、調書を作成しなければならない。

(仲裁判断において準拠すべき法)

第三十六条 仲裁廷が仲裁判断において準拠すべき法は、当事者が合意により定めるところによる。この場合において、一の国の法令が定められたときは、反対の意思が明示された場合を除き、当該定めは、抵触する内外の法令の適用関係を定めるその国の法令ではなく、事案に直接適用されるその国の法令を定めたものとみなす。

2 前項の合意がないときは、仲裁廷は、仲裁手続に付された民事上の紛争に最も密接な関係がある国の法令であつて事案に直接適用されるべきものを適用しなければならない。

3 仲裁廷は、当事者双方の明示された求めがあるときは、前二項の規定にかかわらず、衡平と善により判断するものとする。

4 仲裁廷は、仲裁手続に付された民事上の紛争に係る契約があるときはこれに定められたところに従つて判断し、当該民事上の紛争に適用することができる慣習があるときはこれを考慮しなければならない。

(合議体である仲裁廷の議事)

第三十七条 合議体である仲裁廷は、仲裁人の互選により、仲裁廷の長である仲裁人を選任しなければならない。

2 合議体である仲裁廷の議事は、仲裁廷を構成する仲裁人の過半数で決する。

3 前項の規定にかかわらず、仲裁手続における手続上の事項は、当事者双方の合意又は他のすべての仲裁人の委任があるときは、仲裁廷の長である仲裁人が決することができる。

4 前三項の規定は、当事者間に別段の合意がある場合には、適用しない。

(和解)

第三十八条 仲裁廷は、仲裁手続の進行中において、仲裁手続に付された民事上の紛争について当事者間に和解が成立し、かつ、当事者双方の申立てがあるときは、当該和解における合意を内容とする決定をすることができる。

2 前項の決定は、仲裁判断としての効力を有する。

3 第一項の決定をするには、次条第一項及び第三項の規定に従って決定書を作成し、かつ、これに仲裁判断であることの表示をしなければならぬ。

4 当事者双方の承諾がある場合には、仲裁廷又はその選任した一人若しくは二人以上の仲裁人は、仲裁手続に付された民事上の紛争について、和解を試みることができる。

5 (略)

(仲裁判断書)

第三十九条 仲裁判断をするには、仲裁判断書を作成し、これに仲裁判断をした仲裁人が署名しなければならない。ただし、仲裁廷が合議体である場合には、仲裁廷を構成する仲裁人の過半数が署名し、かつ、他の仲裁人の署名がないことの理由を記載すれば足りる。

2 仲裁判断書には、理由を記載しなければならない。ただし、当事者間に別段の合意がある場合は、この限りでない。

3 仲裁判断書には、作成の年月日及び仲裁地を記載しなければならない。

4 仲裁判断は、仲裁地においてされたものとみなす。

5 仲裁廷は、仲裁判断がされたときは、仲裁人の署名のある仲裁判断書の写しを送付する方法により、仲裁判断を各当事者に通知しなければならない。

6 第一項ただし書の規定は、前項の仲裁判断書の写しについて準用する。

(仲裁手続の終了)

第四十条 仲裁手続は、仲裁判断又は仲裁手続の終了決定があったときに、終了する。

2 仲裁廷は、第二十三条第四項第二号又は第三十三条第一項の規定による場合のほか、次に掲げる事由のいずれかがあるときは、仲裁手続の終了決定をしなければならない。

一 仲裁申立人がその申立てを取り下げたとき。ただし、仲裁被申立人が取下げに異議を述べ、かつ、仲裁手続に付された民事上の紛争の解決について仲裁被申立人が正当な利益を有すると仲裁廷が認めるときは、この限りでない。

二 当事者双方が仲裁手続を終了させる旨の合意をしたとき。

三 仲裁手続に付された民事上の紛争について、当事者間に和解が成立したとき(第三十八条第一項の決定があったときを除く)。

四 前三号に掲げる場合のほか、仲裁廷が、仲裁手続を続行する必要があるなく、又は仲裁手続を続行することが不可能であると認めたととき。

3 仲裁手続が終了したときは、仲裁廷の任務は、終了する。ただし、次条から第四十三条までの規定による行為をすることができる。

(仲裁判断の訂正)

第四十一条 仲裁廷は、当事者の申立てにより又は職権で、仲裁判断における計算違い、誤記その他これらに類する誤りを訂正することができる。

2 (略)

3 当事者は、第一項の申立てをするときは、あらかじめ、又は同時に、他の当事者に対して、当該申立ての内容を記載した通知を発しなければならない。

4 仲裁廷は、第一項の申立ての日から三十日以内に、当該申立てについ

ての決定をしなければならない。

5 仲裁廷は、必要があると認めるときは、前項の期間を延長することができる。

6 第三十九条の規定は、仲裁判断の訂正の決定及び第一項の申立てを却下する決定について準用する。

(仲裁廷による仲裁判断の解釈)

第四十二条 (略)

2 (略)

3 前条第二項及び第三項の規定は第一項の申立てについて、第三十九条並びに前条第四項及び第五項の規定は第一項の申立てについての決定について、それぞれ準用する。

(追加仲裁判断)

第四十三条 当事者は、仲裁手続における申立てのうちに仲裁判断において判断が示されなかったものがあるときは、当事者間に別段の合意がない限り、仲裁廷に対し、当該申立てについての仲裁判断を求める申立てをすることができる。この場合においては、第四十一条第二項及び第三項の規定を準用する。

2 仲裁廷は、前項の申立ての日から六十日以内に、当該申立てについての決定をしなければならない。この場合においては、第四十一条第五項の規定を準用する。

3 第三十九条の規定は、前項の決定について準用する。

第四十四条 当事者は、次に掲げる事由があるときは、裁判所に対し、仲裁判断の取消しの申立てをすることができる。

一 仲裁合意が、当事者の能力の制限により、その効力を有しないこと。

二 仲裁合意が、当事者が合意により仲裁合意に適用すべきものとして指定した法令(当該指定がないときは、日本の法令)によれば、当事者の能力の制限以外の事由により、その効力を有しないこと。

三 申立人が、仲裁人の選任手続又は仲裁手続において、日本の法令(その法令の公の秩序に関しない規定に関する事項について当事者間に合意があるときは、当該合意)により必要とされる通知を受けなかったこと。

四 申立人が、仲裁手続において防御することが不可能であったこと。

五 仲裁判断が、仲裁合意又は仲裁手続における申立ての範囲を超える事項に関する判断を含むものであること。

六 仲裁廷の構成又は仲裁手続が、日本の法令(その法令の公の秩序に関しない規定に関する事項について当事者間に合意があるときは、当該合意)に違反するものであったこと。

七 仲裁手続における申立てが、日本の法令によれば、仲裁合意の対象とすることができない紛争に関するものであること。

八 仲裁判断の内容が、日本における公の秩序又は善良の風俗に反すること。

2 前項の申立ては、仲裁判断書(第四十一条から前条までの規定による仲裁廷の決定の決定書を含む。)の写しの送付による通知がされた日から三箇月を経過したとき、又は第四十六条の規定による執行決定が確定したときは、することができない。

3 裁判所は、第一項の申立てに係る事件がその管轄に属する場合においても、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、当該事件の全部又は一部を他の管轄裁判所に移送することができる。

4 第一項の申立てに係る事件についての第五条第三項又は前項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

5 裁判所は、口頭弁論又は当事者双方が立ち会うことができる審尋の期

日を経なければ、第一項の申立てについての決定をすることができない。

6 裁判所は、第一項の申立てがあつた場合において、同項各号に掲げる事由のいずれかがあると認めるとき（同項第一号から第六号までに掲げる事由にあつては、申立人が当該事由の存在を証明した場合に限る。）は、仲裁判断を取り消すことができる。

7 第一項第五号に掲げる事由がある場合において、当該仲裁判断から同号に規定する事項に関する部分を区分することができるときは、裁判所は、仲裁判断のうち当該部分のみを取り消すことができる。

8 第一項の申立てについての決定に対しては、即時抗告をすることができず。

（仲裁判断の承認）

第四十五条 仲裁判断（仲裁地が日本国内にあるかどうかを問わない。以下この章において同じ。）は、確定判決と同一の効力を有する。ただし、当該仲裁判断に基づく民事執行をするには、次条の規定による執行決定がなければならない。

2 前項の規定は、次に掲げる事由のいずれかがある場合（第一号から第七号までに掲げる事由にあつては、当事者のいずれかが当該事由の存在を証明した場合に限る。）には、適用しない。

一 仲裁合意が、当事者の能力の制限により、その効力を有しないこと。

二 仲裁合意が、当事者が合意により仲裁合意に適用すべきものとして指定した法令（当該指定がないときは、仲裁地が属する国の法令）によれば、当事者の能力の制限以外の事由により、その効力を有しないこと。

三 当事者が、仲裁人の選任手続又は仲裁手続において、仲裁地が属する国の法令の規定（その法令の公の秩序に関しない規定に関する事項について当事者間に合意があるときは、当該合意）により必要とされ

る通知を受けなかったこと。

四 当事者が、仲裁手続において防御することが不可能であつたこと。

五 仲裁判断が、仲裁合意又は仲裁手続における申立ての範囲を超える事項に関する判断を含むものであること。

六 仲裁廷の構成又は仲裁手続が、仲裁地が属する国の法令の規定（その法令の公の秩序に関しない規定に関する事項について当事者間に合意があるときは、当該合意）に違反するものであつたこと。

七 仲裁地が属する国（仲裁手続に適用された法令が仲裁地が属する国以外の国の法令である場合にあつては、当該国）の法令によれば、仲裁判断が確定していないこと、又は仲裁判断がその国の裁判機関により取り消され、若しくは効力を停止されたこと。

八 仲裁手続における申立てが、日本の法令によれば、仲裁合意の対象とすることができない紛争に関するものであること。

九 仲裁判断の内容が、日本における公の秩序又は善良の風俗に反すること。

3 前項第五号に掲げる事由がある場合において、当該仲裁判断から同号に規定する事項に関する部分を区分することができるときは、当該部分及び当該仲裁判断のその他の部分をそれぞれ独立した仲裁判断とみなして、同項の規定を適用する。

（仲裁判断の執行決定）

第四十六条 仲裁判断に基づいて民事執行をしようとする当事者は、債務者を被申立人として、裁判所に対し、執行決定（仲裁判断に基づく民事執行を許す旨の決定をいう。以下同じ。）を求める申立てをすることができる。

2 前項の申立てをするときは、仲裁判断書の写し、当該写しの内容が仲裁判断書と同一であることを証明する文書及び仲裁判断書（日本語で作

成されたものを除く。)の日本語による翻訳文を提出しなければならない。

3 第一項の申立てを受けた裁判所は、前条第二項第七号に規定する裁判機関に対して仲裁判断の取消し又はその効力の停止を求める申立てがあった場合において、必要があると認めるときは、第一項の申立てに係る手続を中止することができる。この場合において、裁判所は、同項の申立てをした者の申立てにより、他の当事者に対し、担保を立てるべきことを命ずることができる。

4 第一項の申立てに係る事件は、第五条第一項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる裁判所及び請求の目的又は差し押さえることができる債務者の財産の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。

5 裁判所は、第一項の申立てに係る事件がその管轄に属する場合においても、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、当該事件の全部又は一部を他の管轄裁判所に移送することができる。

6 第一項の申立てに係る事件についての第五条第三項又は前項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

7 裁判所は、次項又は第九項の規定により第一項の申立てを却下する場合を除き、執行決定をしなければならない。

8 裁判所は、第一項の申立てがあつた場合において、前条第二項各号に掲げる事由のいずれかがあると認める場合(同項第一号から第七号までに掲げる事由にあつては、被申立人が当該事由の存在を証明した場合に限る。)に限り、当該申立てを却下することができる。

9 前条第三項の規定は、同条第二項第五号に掲げる事由がある場合における前項の規定の適用について準用する。

10 第四十四条第五項及び第八項の規定は、第一項の申立てについての決定について準用する。

(仲裁費用の分担)

第四十九条 (略)

2 (略)

3 仲裁廷は、当事者間に合意があるときは、当該合意により定めるところにより、仲裁判断又は独立の決定において、当事者が仲裁手続に関して支出した費用の当事者間における分担及びこれに基づき一方の当事者が他方の当事者に対して償還すべき額を定めることができる。

4 独立の決定において前項に規定する事項を定めた場合においては、当該決定は、仲裁判断としての効力を有する。

5 第三十九条の規定は、前項の決定について準用する。

○民事訴訟法（平成八年法律第九号）（抄）

（再審の事由）

第三百三十八条 次に掲げる事由がある場合には、確定した終局判決に対し、再審の訴えをもつて、不服を申し立てることができる。ただし、当事者が控訴若しくは上告によりその事由を主張したとき、又はこれを知りながら主張しなかつたときは、この限りでない。

- 一 法律に従つて判決裁判所を構成しなかつたこと。
- 二 法律により判決に関与することができない裁判官が判決に関与したこと。
- 三 法定代理権、訴訟代理権又は代理人が訴訟行為をするのに必要な授權を欠いたこと。
- 四 判決に関与した裁判官が事件について職務に関する罪を犯したと。
- 五 刑事上罰すべき他人の行為により、自由をするに至つたこと又は判決に影響を及ぼすべき攻撃若しくは防御の方法を提出することを妨げられたこと。
- 六 判決の証拠となつた文書その他の物件が偽造又は変造されたものであつたこと。
- 七 証人、鑑定人、通訳人又は宣誓した当事者若しくは法定代理人の虚偽の陳述が判決の証拠となつたこと。
- 八 判決の基礎となつた民事若しくは刑事の判決その他の裁判又は行政処分が後の裁判又は行政処分により変更されたこと。
- 九 判決に影響を及ぼすべき重要な事項について判断の遺脱があつたこと。
- 十 不服の申立てに係る判決が前に確定した判決と抵触すること。

2・3 （略）

○民事執行法（昭和五十四年法律第四号）（抄）

（債務名義）

第二十二條 強制執行は、次に掲げるもの（以下「債務名義」という。）により行ふ。

- 一 六 （略）
- 六の二 確定した執行決定のある仲裁判断
- 七 （略）

○電気通信事業紛争処理委員会令(平成十三年政令第三百六十二号)

内閣は、電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第八十八条の十一及び第八十八条の十七の規定に基づき、この政令を制定する。

(特別委員)

第一条 電気通信事業紛争処理委員会(以下「委員会」という。)に、あつせん若しくは仲裁に参与させ、又は特別の事項を調査審議させるため、特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、電気通信事業又は電波の利用に関して優れた識見を有する者のうちから、総務大臣が任命する。

3 特別委員の任期は、二年とする。

4 特別委員は、再任されることができる。

5 特別委員は、非常勤とする。

(会議)

第二条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(資料の提出等の要求)

第三条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(事務局長)

第四条 委員会の事務局長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

(参事官)

第四条の二 委員会の事務局に、参事官一人を置く。

2 参事官は、命を受けて局務に関する重要事項の調査審議に参画する。

(事務局の内部組織の細目)

第四条の三 前二条に定めるもののほか、委員会の事務局の内部組織の細目は、総務省令[※]で定める。

※ 電気通信事業紛争処理委員会事務局組織規則

(あつせんの通知)

第五条 委員会は、当事者の一方からあつせんの申請がなされたときは、その写しを添えて、その相手方に対し、遅滞なく、総務省令[※]で定めるところにより、その旨を通知しなければならない。

※ 電気通信事業紛争処理委員会手続規則第一条

(あつせんをしない場合等の通知)

第六条 委員会は、電気通信事業法(以下「事業法」という。)第五百二十四条第二項(事業法第五十六条第一項及び第二項並びに第五百七条第二項並びに電波法(昭和二十五年法律第三十一号)第二十七条の三五第二項において準用する場合を含む。)の規定によりあつせんをしないものとしたときは、当事者に対し、遅滞なく、総務省令[※]で定めるところにより、その旨を通知しなければならない。当事者間に合意が成立する見込みがない場合においてあつせんを打ち切ったときも、同様とす

る。

※ 電気通信事業紛争処理委員会手続規則第一条

(名簿の作成)

第七条 委員会は、事業法第百五十五条第三項(事業法第百五十六条第一項及び第二項並びに第百五十七条第四項並びに電波法第二十七条の三五第四項において準用する場合を含む。第九条において同じ。)の規定による委員会の委員その他の職員の名簿を作成しなければならない。

2 前項の名簿の記載事項は、総務省令[※]で定める。

※ 電気通信事業紛争処理委員会手続規則第一条

(仲裁委員の選定等)

第八条 委員会は、仲裁の申請があったときは、当事者に対して前条第一項の名簿の写しを送付しなければならない。

2 当事者が合意により仲裁委員となるべき者を選定したときは、総務省令[※]で定めるところにより、その者の氏名を前項の名簿の写しの送付を受けた日から二週間以内に委員会に対し通知しなければならない。

3 前項の期間内に同項の規定による通知がなかったときは、当事者の合意による選定がなされなかったものとみなす。

※ 電気通信事業紛争処理委員会手続規則第一条

第九条 当事者の合意による仲裁委員となるべき者の選定がなされない場合において、各当事者は、仲裁委員に指名されることが適当でないと認める事業法第百五十五条第三項に規定する委員会の委員その他の職員があるときは、総務省令[※]で定めるところにより、その者の氏名を前条第二項に規定する期間内に委員会に対し通知することができる。

2 委員会は、事業法第百五十五条第三項ただし書の規定により仲裁委員

を指名するに当たっては、当該事件の性質、当事者の意思等を勘案してするものとし、仲裁委員を指名したときは、当事者に対し、遅滞なく、総務省令[※]で定めるところにより、その者の氏名を通知しなければならない。

※ 電気通信事業紛争処理委員会手続規則第一条

(仲裁委員が欠けた場合の措置)

第十条 委員会は、仲裁委員が死亡、罷免、辞任その他の理由により欠けた場合においては、当事者に対し、遅滞なく、総務省令[※]で定めるところにより、その旨を通知しなければならない。

2 前二条の規定は、仲裁委員が欠けた場合における後任の仲裁委員となるべき者の選定及び後任の仲裁委員の指名について準用する。

※ 電気通信事業紛争処理委員会手続規則第一条

(文書及び物件の提出)

第十一条 仲裁委員は、仲裁を行う場合において必要があると認めるときは、当事者の申出により、相手方の所持する当該仲裁に係る事件に關係のある文書又は物件を提出させることができる。

(仲裁判断の作成)

第十二条 仲裁委員は、仲裁判断をするための審尋その他必要な調査を終了したときは、速やかに、仲裁判断をしなければならない。

(あつせん及び仲裁の手続の非公開)

第十三条 あつせん委員の行うあつせん及び仲裁委員の行う仲裁の手続は、公開しない。ただし、あつせん委員又は仲裁委員は、相当と認める者に傍聴を許すことができる。

(あつせん及び仲裁の状況の報告)

第十四条 委員会は、総務大臣に対し、総務省令[※]で定めるところにより、あつせん及び仲裁の状況について報告しなければならない。

※ 電気通信事業紛争処理委員会手続規則第三条

(あつせん及び仲裁の申請手続)

第十五条 事業法第五十四條第一項(事業法第五十六條第一項及び第二項において準用する場合を含む。)及び第五十七條第一項並びに電波法第二十七條の三十五第一項の規定によるあつせん並びに事業法第一百五十五條第一項(事業法第一百五十六條第一項及び第二項において準用する場合を含む。)及び第五十七條第三項並びに電波法第二十七條の三十五第三項の規定による仲裁の申請書の様式その他申請手続について必要な事項は、総務省令[※]で定める。

※ 電気通信事業紛争処理委員会手続規則

(委員会の運営)

第十六条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める[※]。

※ 電気通信事業紛争処理委員会運営規程

○電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）（抄）

（免許を要しない無線局）

第六条の二 法第四条第三号の総務省令で定める機能は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 通信の相手方である無線局からの呼出符号又は呼出名称を受信した場合に限り、通話チャネルの設定を行うもの
- 二 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者その他総務大臣が別に告示する者が管理する識別符号（通信の相手方を識別するための符号であつて、法第八条第一項第三号に規定する識別信号以外のものをいう。以下この条において同じ。）を自動的に送信し、又は受信するもの
- 三 主として同一の構内において使用される無線局の無線設備であつて、識別符号を自動的に送信し、又は受信するもの
- 四 特定小電力無線局の無線設備（電気通信回線に接続しないものに限る。）であつて、利用者による周波数の切替え又は電波の発射の停止が容易に行うことができるもの
- 五 受信した電波の変調方式その他の特性を識別することにより、自局が送信した電波の反射波と他の無線局が送信した電波を判別できるもの

（登録の対象とする無線局）

第十六条 法第二十七条の十八第一項の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。

- 一 設備規則第四十九条の八の三に規定する技術基準に係る無線設備を使用する空中線電力が一〇ミリワット以下の基地局
- 一の二 設備規則第四十九条の八の三第四項に規定する技術基準に係る

無線設備を使用する空中線電力が一〇ミリワット以下の陸上移動局

二 設備規則第四十九条の九第一号に規定する技術基準に係る無線設備を使用する構内無線局

三 設備規則第四十九条の九第三号に規定する技術基準に係る無線設備（同号ハの技術基準が適用されるものに限る。）を使用する構内無線局

四 設備規則第四十九条の二十一第一項に規定する技術基準に係る無線設備を使用する基地局

五 設備規則第四十九条の二十一第一項に規定する技術基準に係る無線設備を使用する陸上移動中継局

六 設備規則第四十九条の二十一第一項に規定する技術基準に係る無線設備を使用する陸上移動局

（軽微な事項）

第十九条 法第二十七条の二十三第一項ただし書の総務省令で定める軽微な事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 前条に規定する区域内における無線設備の設置場所（移動する無線局にあつては、常置場所又は移動範囲）の変更であつて、登録をした総合通信局長の管轄区域を越えないもの
 - 二 周波数又は空中線電力の変更であつて、無線設備の変更の工事を伴わないもの
- 2 法第二十七条の三十一項ただし書の総務省令で定める軽微な事項は、次に掲げるとおりとする。
- 一 無線設備を設置しようとする区域（移動する無線局にあつては、移動範囲）の変更であつて、その変更が第十八条に規定する区域内であり、かつ、登録をした総合通信局長の管轄区域を越えないもの
 - 二 周波数又は空中線電力の変更であつて、無線設備の変更の工事を伴

わないもの

- 九 周波数
- 十 空中線電力
- 十一 運用許容時間

(あつせん等の対象となる無線局に係る業務)

第二十条の二 法第二十七条の三十五第一項の総務省令で定める業務は、次に掲げるものとする。

- 一 電気通信業務
- 二 放送の業務
- 三 人命若しくは財産の保護又は治安の維持に係る業務
- 四 電気事業に係る電気の供給の業務
- 五 鉄道事業に係る列車の運行の業務
- 六 ガス事業に係るガスの供給の業務
- 七 設備規則第三条第五号に規定するMCA陸上移動通信又は同条第六号に規定するデジタルMCA陸上移動通信を行う無線局を使用する業務

(あつせん等に係る無線局に関する事項)

第二十条の三 法第二十七条の三十五第一項の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 通信の相手方
- 二 通信事項
- 三 無線設備の設置場所(包括登録に係る登録局にあつては、無線設備を設置しようとする区域(移動する無線局にあつては、移動範囲))
- 四 無線設備
- 五 放送事項
- 六 放送区域
- 七 識別信号
- 八 電波の型式

○無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）（抄）

（妨害の防止の協議）

第四条の二 無線局の免許人等は、法第二十七条の三十五第一項に規定する協議の申入れがあつたときは、電波の公平かつ能率的な利用を確保する見地から、誠実に協議を行うとともに、相当の期間内に当該協議が調うよう努めなければならない。

○電気通信事業紛争処理委員会事務局組織規則（平成十三年総務省令第百五十四号）（抄）

電気通信事業紛争処理委員会令（平成十三年政令第三百六十二号）第四条第二項の規定に基づき、電気通信事業紛争処理委員会事務局組織規則を次のように定める。

- 1 電気通信事業紛争処理委員会の事務局に、紛争処理調査官を置く。
- 2 紛争処理調査官は、命を受けて、電気通信事業又は電波の利用に係る紛争の処理に関する重要事項についての調査、企画及び立案を行う。

○電気通信事業紛争処理委員会手続規則(平成十三年総務省令第五百十五号)

電気通信事業紛争処理委員会令(平成十三年政令第三百六十二号)第五条から第十条まで、第十四条及び第十五条の規定に基づき、及び電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第三章の二第二節の規定を実施するため、電気通信事業紛争処理委員会手続規則を次のように定める。

(あつせん及び仲裁に関する通知の方法)

第一条 電気通信事業紛争処理委員会令(以下「令」という。)第五条、第六条、第八条第二項(令第十条第二項において準用する場合を含む。)、第九条第一項(令第十条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。)、及び第二項(令第十条第二項において準用する場合を含む。並びに第十条第一項の規定による通知は、書面により行うものとする。2 令第九条第一項の規定による通知には、仲裁委員に指名されることが適当でないとする理由を付すものとする。

(名簿の記載事項)

第二条 令第七条第二項の総務省令で定める名簿の記載事項は、次に掲げるものとする。

- 一 氏名及び職業
- 二 経歴
- 三 任命及び任期満了の年月日

(あつせん及び仲裁の状況の報告)

第三条 令第十四条の規定による報告は、国の会計年度経過後一月以内に、当該会計年度中における次に掲げる事項についてするものとする。

- 一 あつせん及び仲裁の申請件数
- 二 あつせんをしないものとした事件及びあつせんを打ち切った事件の件数
- 三 あつせんにより解決した事件の件数
- 四 仲裁判断をした事件の件数
- 五 その他電気通信事業紛争処理委員会(以下「委員会」という。)の事務に関し重要な事項

(あつせんの申請)

第四条 電気通信事業法(以下「事業法」という。)第五百五十四条第一項(事業法第五百五十六条第一項及び第二項において準用する場合を含む。)、又は第五百五十七条第一項のあつせんの申請をしようとする者は、様式第一の申請書を委員会に提出しなければならない。

2 電波法(昭和二十五年法律第三百三十一号)第二十七条の三十五第一項のあつせんの申請をしようとする者は、様式第二の申請書を委員会に提出しなければならない。

3 証拠となるものがある場合においては、それを第一項又は前項の申請書に添えて提出しなければならない。

(仲裁の申請)

第五条 事業法第五百五十五条第一項(事業法第五百五十六条第一項及び第二項において準用する場合を含む。)、又は第五百五十七条第三項の仲裁の申請をしようとする者は、様式第三の申請書を委員会に提出しなければならない。

2 電波法第二十七条の三十五第三項の仲裁の申請をしようとする者は、様式第四の申請書を委員会に提出しなければならない。

3 証拠となるものがある場合においては、それを第一項又は前項の申請

書に添えて提出しなければならない。

4 紛争が生じた場合に事業法又は電波法による仲裁に付する旨の合意を証するものがある場合においては、それを第一項又は第二項の申請書に添えて提出しなければならない。

(申請の方法)

第六条 事業法第五十四条第一項（事業法第五十六条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）、第五百七十七条第一項若しくは電波法第二十七条の三十五第一項のあっせん又は事業法第五十五条第一項（事業法第五十六条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）、第五百七十七条第三項若しくは電波法第二十七条の三十五第三項の仲裁の申請をしようとする者は、当該申請を当該申請をしようとする者の住所を管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長を経由して行うことができる。

(電磁的方法による提出)

第七条 電気通事事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第七十条の規定は、この省令の規定により委員会に提出する書類について準用する。

様式第2（第4条第2項関係）

あっせん申請書

年 月 日

電気通信事業紛争処理委員会委員長 殿

郵便番号
(ふりがな)
住 所
(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。
法人にあつては、名称及び代表者の氏名を
記載することとし、代表者が自筆で記入した
ときは、押印を省略できる。)

印

連絡先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。
担当部署等がある場合は、当該担当部署名等
を記載すること。)

電波法第27条の35第1項に規定する契約に関する協議が不調のため、同項の規定により、次のとおりあつせんで申請します。

当事者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所	
あつせんで求める事項	
協議の不調又は不能の理由及び協議の経過	
その他参考となる事項	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第4（第5条第2項関係）

仲裁申請書

年 月 日

電気通信事業紛争処理委員会委員長 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。
法人にあっては、名称及び代表者の氏名を
記載することとし、代表者が自筆で記入した
ときは、押印を省略できる。)

印

連絡先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。
担当部署等がある場合は、当該担当部署名等
を記載すること。)

電波法第27条の35第1項に規定する契約に関する協議が不調のため、同条第3項の規定により、
次のとおり仲裁を申請します。

当事者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所	
仲裁判断を求める事項（注1）	
協議の不調の理由及び協議の経過	
その他参考となる事項	

注1 協議の相手である当事者が当該協議に関して既に仲裁の申請を行っており、その旨の通知が電気通信事業紛争処理委員会からあった場合には、当該協議の相手である当事者の仲裁判断を求める事項に対する答弁を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

○電気通信事業紛争処理委員会運営規程

平成十三年十一月三十日
電気通信事業紛争処理委員会決定第一号

改正 平成十四年二月二十六日
電気通信事業紛争処理委員会決定第一号

改正 平成十四年六月二十五日
電気通信事業紛争処理委員会決定第二号

改正 平成十五年二月十日
電気通信事業紛争処理委員会決定第一号

改正 平成十五年十月三日
電気通信事業紛争処理委員会決定第二号

改正 平成十六年三月十五日
電気通信事業紛争処理委員会決定第一号

改正 平成十六年十一月三十日
電気通信事業紛争処理委員会決定第二号

改正 平成二十年三月十八日
電気通信事業紛争処理委員会決定第一号

(目的)

第一条 電気通信事業紛争処理委員会（以下「委員会」という。）の議事の手続その他委員会の運営に関しては、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(会議)

第二条 委員長は、委員会の会議（以下「会議」という。）を招集しようとするときは、委員等（委員及び議事に関する特別委員をいう。以下同じ。）に対しあらかじめ議題、日時及び場所を通知する。

2 委員長は、特に緊急の必要があると認めるときは、委員等にあらかじめ通知した上で、文書による審議を行うことができる。なお、文書による審議を行った場合は、委員長はその結果について次の会議に報告しなければならない。

3 委員長は、委員会の議長となり、議事を整理する。

(指名の欠格)

第三条 委員会は、委員又は特別委員が次の各号のいずれかに該当するときその他事件の当事者と特別な関係にあるときは、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号。以下「法」という。）第五百四十四条第三項（法第五百五十六條第一項及び第二項並びに第五百五十七條第二項並びに電波法（昭和二十五年法律第三十一号）第二十七條の三十五第二項において準用する場合を含む。）に規定するあつせん委員又は法第五百五十五條第二項（法第五百五十六條第一項及び第二項並びに第五百五十七條第四項並びに電波法第二十七條の三十五第四項において準用する場合を含む。）に規定する仲裁委員に指名しない。

一 委員若しくは特別委員又はその配偶者若しくは配偶者であつた者が事件の当事者、当事者の子会社、当事者を子会社とする親会社又は当該親会社の子会社（当事者を除く。）の役員であるとき。

二 委員又は特別委員が事件の当事者、当事者の子会社、当事者を子会社とする親会社又は当該親会社の子会社（当事者を除く。）の役員（四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族であるとき）。

三 委員又は特別委員が事件について当事者の代理人又は補佐人であるとき、又はあつたとき。

2 委員会は、既にあつせん委員又は仲裁委員の指名をされた委員又は特別委員が前項の特別な関係にあることが分かつたときは、速やかに当該指名を解除する。

3 前二項の規定は、仲裁委員を、当事者が合意によつて選定した者につき指名する場合には、適用しない。

(回避)

第三条の二 委員及び特別委員は、前条第一項各号に規定する場合のほか自己の公正性又は独立性に疑いを生じさせるおそれのある事情がある場合には、事件の担当を回避すべき旨を委員会に申し出なければならない。

(代理人及び補佐人)

第三条の三 当事者は、弁護士、弁護士法人又は委員会の承認を得た適当な

者を代理人とすることができる。

2 代理人の権限は、書面で証明しなければならない。

3 当事者又は代理人は、あつせん委員及び仲裁廷の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(手続の分離又は併合)

第三条の四 あつせん委員又は仲裁廷は、適当と認めるときは、当事者全員の合意を得て、あつせん又は仲裁の手続を分離し、又は併合することができる。

(あつせんをしない場合等の通知)

第四条 委員会は、法第五十四條第二項(法第五十六條第一項及び第二項並びに第五十七條第二項並びに電波法第二十七條の三十五第二項において準用する場合を含む。)の規定によりあつせんをしないものとしたときは、当事者に対し、その旨を理由を附して通知する。当事者間に合意が成立する見込みがない場合においてあつせんを打ち切ったときも、同様とする。

(あつせんの答弁書の提出期間の指示)

第四条の二 委員会は、電気通信事業紛争処理委員会令(平成十三年政令第三百六十二号)第五條の規定により通知するときは、相当の期間を指定して答弁書を提出すべき旨の通知をすることができる。

(複数のあつせん委員によるあつせんの審理の指揮)

第四条の三 複数のあつせん委員が指名された場合は、あつせんの審理の指揮を行う者を、あつせん委員の互選により選任する。

(委員等に関する事実の開示)

第四条の四 委員会は、仲裁の申請がなされた場合において、法第五十五條第三項(法第五十六條第一項及び第二項並びに第五十七條第四項並びに電波法第二十七條の三十五第四項において準用する場合を含む。)の規定による委員会の委員その他の職員について当該事件に関し公正性又は独立性に疑いを生じさせる事実があるときは、その事実を当事者に対して開示する。

2 前項の開示は、電気通信事業紛争処理委員会令第八條の規定による名簿の写しを送付する際に行うほか、仲裁委員について該当する事実の存在が判明したときに速やかに行う。

第五条 削除

(仲裁手続の準則)

第五条の二 仲裁廷(三人の仲裁委員の合議体をいう。以下同じ。)は、この規程に定めるところによるほか、当事者が別段の合意をしている場合を除き、委員会が別に定める準則に従って仲裁手続を行う。

2 仲裁の当事者は、前項の準則と異なる別段の合意がある場合は、仲裁廷の求めに応じ、その合意の内容を記載した書面を提出しなければならない。

(準備手続)

第六条 仲裁の審理の指揮を行う仲裁委員は、必要があると認めるときは、仲裁委員の一人又は二人をして争点若しくは証拠の整理その他の準備手続を行わせることができる。

2 仲裁の審理期日に仲裁委員の一人又は二人が欠席したときは、出席した仲裁委員は、前項の準備手続を任意に行うことができる。

3 前二項の規定により準備手続を行った仲裁委員は、当該準備手続の後ににおける最初の審理期日までに、他の仲裁委員に対しその結果を報告しなければならない。

(和解の勧告)

第七条 仲裁廷は、当事者双方の承諾がある場合には、仲裁手続のいかなる段階であつても、仲裁を求める事項の全部又は一部について、当事者に対し和解の勧告を行うことができる。

2 仲裁廷は、必要があると認めるときは、前項の和解の勧告を、仲裁委員の一人又は二人をして行わせることができる。

(仲裁判断)

第八条 仲裁判断には、次の各号に掲げる事項を記載し、仲裁委員がこれに署名しなければならぬ。ただし、第四号及び第五号については、当事者がこれを記載することを要しない旨を特に合意している場合及び次項に規定する場合においては、この限りでない。

一 当事者の氏名(当事者が法人であるときは、その名称及び代表者の氏名)及び住所

二 代理人があるときは、その氏名及び住所

三 主文

四 事実

五 理由

六 仲裁判断の年月日及び仲裁地

2 仲裁廷は、仲裁手続中に仲裁を求める事項の全部又は一部について当事者が和解し、かつ、当事者双方の申立てがあつたときは、その和解の内容

を仲裁判断とすることができる。

(証拠資料の閲覧)

第八条の二 仲裁廷は、仲裁判断その他の仲裁廷の決定の基礎となるべき証拠資料の内容を、当事者が電気通信事業紛争処理委員会の事務局において閲覧できるようにする。

(議事録)

第十四条 委員会は、開催した会議について議事録を作成し、次の事項を記載する。

- 一 開催の年月日及び場所
 - 二 開会及び閉会の時刻
 - 三 出席した委員及び特別委員の氏名
 - 四 出席した利害関係者及びその他の参考人の氏名
 - 五 出席した関係職員の所属及び氏名
 - 六 議題
 - 七 調査審議の内容
 - 八 議決事項
 - 九 その他必要な事項
- 2 前項の議事録は、出席した委員及び特別委員の確認を得て作成し、委員長の承認を得るものとする。
- (議事録等の保存)
- 第十五条 前条第二項の規定により委員長承認を得た議事録(以下「会議の議事録」という。)及び会議で使用した資料は、委員会の事務局において保存する。

(会議の公開)

第十六条 会議は、会議を公開することにより当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがある場合その他の委員長が非公開とすることを必要と認めた場合を除き、公開する。

2 前項の規定により委員長が会議を非公開とすることを必要と認めた場合は、委員会はその理由を公表する。

(会議の議事録の公表)

第十七条 会議の議事録は、前条第一項の規定により委員長が会議を非公開とすることを必要と認めた場合、これを公開することにより当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがある場合

その他の委員長が非公開とすることを必要と認めた場合を除き、公表する。

2 前項の規定により委員長が会議の議事録を非公開とすることを必要と認めた場合は、委員会はその理由を公表する。

3 会議の議事録の公表までの間、委員会の事務局は、議事概要を速やかに作成し、委員長の承認を得て公表する。

(会議で使用した資料の閲覧)

第十八条 会議で使用した資料は、第十六条第一項の規定により委員長が会議を非公開とすることを必要と認めた場合、これを公開することにより当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがある場合その他の委員長が非公開とすることを必要と認めた場合を除き、委員会の事務局において一般の閲覧に供する。

2 前項の規定により委員長が会議で使用した資料を非公開とすることを必要と認めた場合は、委員会はその理由を公表する。

(あつせん又は仲裁の手続に係る資料の非公開)

第十九条 あつせん又は仲裁の手続においてあつせん委員、仲裁委員又は委員会の事務局が作成し、又は取得した資料は、公開しない。

2 前項の規定に関わらず、委員会は、あつせん又は仲裁の当事者がその公開を承諾する場合又はその公開が委員会の運営又は紛争の公正かつ円滑な解決の妨げになるものではなく、当事者の事業運営に支障をもたらさないものとして、委員会が公開を適当と認める場合には、前項の資料を委員会の事務局において一般の閲覧に供することができる。

(あつせん及び仲裁の手続に関して知ることができた事実の公表)

第二十条 委員会は、あつせん又は仲裁の手続に関してあつせん委員、仲裁委員又は委員会の事務局が知ることができた次の事実を公表することができる。

一 あつせん又は仲裁の申請の受理の年月日

二 あつせん又は仲裁の手続の終結の年月日(手続を行わない場合には、手続を行わないことが確定した年月日)

三 あつせん又は仲裁の手続に関する主な経過、当事者の氏名(当事者が法人であるときは、その名称)、当事者の主な主張及び結果の概要

2 前項第三号の事実の公表は、次の場合に限り行うことができるものとする。

一 あつせん又は仲裁の当事者がその公表を承諾する場合

二 前号に規定する場合の他、その公表が委員会の運営又は紛争の公正か

- つ円滑な解決の妨げになるものではなく、当事者の事業運営に支障をもたらさないものとして、委員会が公表を適当と認める場合
- 3 第一項第三号の事実の公表は、事件の性質を勘案し、処理の終結の後の適当な時点に行うものとすることができる。

附 則

平成十三年十一月三十日
電気通信事業紛争処理委員会決定第一号

この規程は、決定の日から施行する。

附 則

平成十四年二月二十六日
電気通信事業紛争処理委員会決定第一号

- 1 この決定は、平成十四年二月二十七日から施行する。
- 2 この決定の施行の際現にされているあっせんの申請に係る審理については、本決定の規定は適用せず、なお従前の例による。

附 則

平成十四年六月二十五日
電気通信事業紛争処理委員会決定第二号

この決定は、平成十四年七月一日から施行する。

附 則

平成十五年二月十日
電気通信事業紛争処理委員会決定第一号

この決定は、平成十五年二月十二日から施行する。

附 則

平成十五年十月三日
電気通信事業紛争処理委員会決定第二号

- 1 この決定は、平成十五年十月三日から施行する。ただし、第二条の規定については、仲裁法（平成十五年法律第三十八条）の施行の日（平成十六年三月一日）から施行する。

- 2 第一条の規定による改正の後の規定は、この決定の施行の日以後に開始した仲裁手続から適用し、第二条の規定による改正の後の規定は、同条の施行の日以後に開始した仲裁手続から適用する。

附 則

平成十六年三月十五日
電気通信事業紛争処理委員会決定第一号

この決定は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則

平成十六年十一月三十日
電気通信事業紛争処理委員会決定第二号

この決定は、平成十六年十二月一日から施行する。

附 則

平成二十年三月十八日
電気通信事業紛争処理委員会決定第一号

この決定は、平成二十年四月一日から施行する。

○電気通信事業紛争処理委員会仲裁準則

平成十五年十月三日

電気通信事業紛争処理委員会決定第三号

改正 平成十六年十一月三十日

電気通信事業紛争処理委員会決定第三号

(適用範囲)

第一条 この決定は、当事者間で別段の合意がない場合に限り、適用する。

(書面による通知)

第二条 仲裁手続における通知を書面によつてするときは、名あて人が直接当該書面を受領した時又は名あて人の住所、常居所、営業所、事務所若しくは配達場所(名あて人が発信人からの書面の配達を受けるべき場所として指定した場所をいう。以下この条において同じ。)に当該書面が配達された時に、通知がされたものとする。

2 仲裁手続における通知を書面によつてする場合において、名あて人の住所、常居所、営業所、事務所及び配達場所のすべてが相当の調査をしても分からないときは、発信人は、名あて人の最後の住所、常居所、営業所、事務所又は配達場所にあつて当該書面を書留郵便その他配達を試みたことを証明することができる方法により発送すれば足りる。この場合においては、当該書面が通常到達すべきであつた時に通知がされたものとする。(忌避の手続)

第三条 仲裁委員の忌避についての決定は、当事者の申立てにより、仲裁廷が行う。

2 前項の申立てをしようとする当事者は、仲裁委員の指名があつたことを知った日から十五日以内に、忌避の原因を記載した申立書を仲裁廷に提出しなければならない。この場合において、仲裁廷は、当該仲裁人に忌避の原因があると認めるときは、忌避を理由があるとする決定をしなければならない。

(暫定措置又は保全措置)

第四条 仲裁廷は、当事者の一方の申立てにより、いずれの当事者に対しても、紛争の対象について仲裁廷が必要と認める暫定措置又は保全措置を講ずることを命ずることができる。

2 仲裁廷は、いずれの当事者に対しても、前項の暫定措置又は保全措置を講ずるについて、相当な担保を提供すべきことを命ずることができる。(仲裁手続の方法)

第五条 仲裁廷は、この決定の規定に反しない限り、適当と認める方法によつて仲裁手続を実施することができる。この場合における仲裁廷の権限には、証拠に関し、証拠としての許容性、取調べの必要性及びその証明力についての判断をする権限が含まれる。(異議権の放棄)

第六条 仲裁手続においては、当事者は、電気通信事業紛争処理委員会の行う仲裁手続に適用される法令、電気通信事業紛争処理委員会による決定又は当事者間の合意により定められた仲裁手続の準則(いずれも公の秩序に關しないものに限る。)が遵守されていないことを知りながら、遅滞なく異議を述べないときは、異議を述べる権利を放棄したものとみなす。(仲裁地)

第七条 仲裁地は、東京都とする。

2 仲裁廷は、前項の規定による仲裁地にもかかわらず、適当と認めるいかなる場所においても、次に掲げる手続を行うことができる。

一 仲裁廷の評議

二 当事者、鑑定人又は第三者の陳述の聴取

三 物又は文書の見分

四 前二号に掲げるもののほか、事実関係につき行う調査

(仲裁手続の開始)

第八条 仲裁手続は、一方の当事者が他方の当事者に対し書面をもつて特定の紛争を仲裁手続に付する旨の通知をした日又は一方の当事者の申請を受けて電気通信事業紛争処理委員会(以下「委員会」という。)が他方の当事者に仲裁の申請があつた旨の通知をした日のうち最も早い日に開始する。

(仲裁に付することについての回答期間の指示)

第八条の二 委員会は、当事者の一方から仲裁の申請がなされた場合(当事者の双方に、紛争が生じた場合に法による仲裁に付する旨の合意がある場合を除く。)においてその旨の通知をするときは、その相手方に対し、相当の期間を指定して、当該申請に係る事件を仲裁に付することに同意するかどうかを書面で回答すべきことを求めることができる。

(言語)

第九条 仲裁手続において使用する言語は、日本語とする。その言語を使用して行うべき手続は、次に掲げるものとする。

一 口頭による手続

二 当事者が行う書面による陳述又は通知

三 仲裁廷が行う書面による決定（仲裁判断を含む。）又は通知

（当事者の陳述）

第十条 仲裁廷は、すべての当事者に対し、仲裁申請書に記載した事項に加えて、自己の主張、主張の根拠となる事実及び紛争の要点を、仲裁廷が定めた期間内に陳述することを命じることができる。この場合において、当事者は、取り調べる必要があると思料するすべての証拠書類を提出し、又は提出予定の証拠書類その他の証拠を引用することができる。

2 すべての当事者は、仲裁手続の進行中において、自己の陳述の変更又は追加をすることができる。ただし、当該変更又は追加が時機に後れてされたものであるときは、仲裁廷は、これを許さないことができる。

（口頭審理）

第十一条 仲裁廷は、当事者に証拠の提出又は意見の陳述をさせるため、口頭審理を実施することができる。ただし、一方の当事者が口頭審理の実施の申立てをしたときは、仲裁手続における適切な時期に、当該口頭審理を実施しなければならない。

（当事者の守秘）

第十二条 当事者は、電気通信事業紛争処理委員会運営規程（平成十三年電気通信事業紛争処理委員会決定第一号）（以下「運営規程」という。）第八条の二の規定により閲覧した証拠資料により知り得た相手方当事者の秘密を漏らしてはならない。

（不熱心な当事者がいる場合の取扱い）

第十三条 仲裁廷は、一方の当事者が、正当な理由なく口頭審理の期日に出頭せず、又は証拠書類を提出しないときは、その時までには収集された証拠に基づいて、仲裁判断をすることができる。

2 仲裁廷は、電気通信事業紛争処理委員会令（平成十三年政令第三百六十二号）第十一条に規定する申出を行った当事者の相手方の当事者が、正当な理由なく同条に規定する文書又は物件を提出しないときは、当該文書又は物件に関する当該申出を行った当事者の主張を真実と認めることができる。

（仲裁廷による鑑定人の選任等）

第十四条 仲裁廷は、一人又は二人以上の鑑定人を選任し、必要な事項について鑑定をさせ、文書又は口頭によりその結果を報告させることができる。

2 前項の場合において、仲裁廷は、当事者に対し、次に掲げる行為をすることを求めることができる。

一 鑑定に必要な情報を鑑定人に提供すること。

二 鑑定に必要な文書その他の物を、鑑定人に提出し、又は鑑定人が見分

3 当事者の求めがあるとき、又は仲裁廷が必要と認めるときは、鑑定人は、第一項の規定による報告をした後、口頭審理の期日に出頭しなければならない。

4 当事者は、前項の口頭審理の期日において、次に掲げる行為をすることができる、

一 鑑定人に質問をすること。

二 自己が依頼した専門的知識を有する者に当該鑑定に係る事項について陳述をさせること。

（裁判所により実施する証拠調べ）

第十五条 仲裁廷又は当事者は、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定による調査の嘱託、証人尋問、鑑定、書証（当事者が文書を提出してするものを除く。）及び検証（当事者が検証の目的を提示してするものを除く。）であつて仲裁廷が必要と認めるものにつき、裁判所に対し、その実施を求める申立てをすることができる。

（仲裁判断において準拠すべき法）

第十六条 仲裁廷は、仲裁手続に付された紛争に最も密接な関係がある法令であつて事件に直接適用されるべきものを適用する。

（仲裁廷の議事）

第十七条 仲裁廷の長は、委員会が仲裁委員の中から指名する。

2 仲裁廷の長は、仲裁の審理の指揮を行う。

3 仲裁廷の議事は、仲裁廷を構成する仲裁委員の過半数で決する。

4 前項の規定にかかわらず、仲裁手続における手続上の事項は、仲裁廷の長が決することができる。

（和解勧告の実施の承諾等の方法）

第十八条 運営規程第七条の承諾又はその撤回は、書面で行わなければならない。

（仲裁判断の訂正の申立て期限）

第十九条 当事者は、仲裁廷に対し、仲裁判断における計算違い、誤記その他これらに類する誤りの訂正を申し立てるときは、これを、仲裁判断の通知を受けた日から三十日以内に行なわなければならない。

(仲裁廷による仲裁判断の解釈)

第二十条 当事者は、仲裁廷に対し、仲裁判断の特定の部分の解釈を求める申立てをすることができる。

2 前項の申立ては、仲裁判断の通知を受けた日から三十日以内に行なわなければならない。

(追加仲裁判断)

第二十一条 当事者は、仲裁手続における申立てのうちに仲裁判断において判断が示されなかったものがあるときは、仲裁廷に対し、当該申立てについての仲裁判断を求める申立てをすることができる。この場合においては、前条第二項の規定を準用する。

(仲裁費用の分担)

第二十二条 当事者が仲裁手続に関して支出した費用は、各自が負担する。

附 則

平成十五年十月三日
電気通信事業紛争処理委員会決定第三号

- 1 この決定は、仲裁法(平成十五年法律第三十八号)の施行の日(平成十六年三月一日)から施行する。ただし、第一条及び第十二条の規定は、電気通信事業紛争処理委員会運営規程の一部を改正する決定(平成十五年電気通信事業紛争処理委員会決定第二号)の施行の日から施行する。
- 2 この決定の施行前に開始した仲裁手続については、なお従前の例による。
- 3 前項に定めるもののほか、この決定の施行前に提起された仲裁委員忌避の訴えについては、なお従前の例による。

附 則

平成十六年十一月三十日
電気通信事業紛争処理委員会決定第三号

この決定は、平成十六年十二月一日から施行する。

電気通信事業紛争処理委員会

電 話 : 03-5253-5686

ファクシミリ : 03-5253-5197

e-mail : hunso-shori@ml.soumu.go.jp

URL : <http://www.soumu.go.jp/hunso/>